

平成14年6月南伊豆町議会定例会会議録目次

第1日(6月17日)

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	1
欠席議員.....	1
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名.....	1
職務のため出席した者の職氏名.....	2
開会宣告.....	3
議事日程説明.....	3
開議宣告.....	3
会議録署名議員の指名.....	3
会期の決定.....	3
町長行政報告.....	3
一般質問.....	7
小澤東洋治君.....	7
横嶋隆二君.....	19
梅本和熙君.....	34
鈴木久香君.....	50
散会宣告.....	54
署名議員.....	55

第2日(6月18日)

議事日程.....	57
本日の会議に付した事件.....	57
出席議員.....	57
欠席議員.....	58
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名.....	58
職務のため出席した者の職氏名.....	58

開議宣告.....	59
会議録署名議員の指名.....	59
議第 3 7 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	59
議第 3 8 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	60
議第 3 9 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	62
議第 4 0 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	72
閉会中の継続調査申出書について.....	73
日程追加.....	74
発議第 4 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	74
発議第 5 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	77
閉議及び閉会宣告.....	78
署名議員.....	81

平成14年6月南伊豆町議会定例会

議事日程（第1日）

平成14年6月17日（月曜日）午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 町長行政報告

日程第 4 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	鈴木久香君	2番	谷川次重君
3番	鈴木史鶴哉君	4番	梅本和熙君
5番	藤田喜代治君	6番	漆田修君
7番	斎藤要君	8番	渡辺嘉郎君
9番	石井福光君	10番	簾田国広君
11番	藤原栄君	12番	横嶋隆二君
13番	小澤東洋治君	14番	大野良司君
15番	渡辺守男君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岩田篤君	助役	飯田千加夫君
収入役	稲葉勝男君	教育長	釜田弘文君
総務課長	小島徳三君	企画調整課長	谷正君

住民課長	内	山	力	男	君	税務課長	外	岡	茂	徳	君
健康福祉課長	土	屋		敬	君	建設課長	山	本	正	久	君
農林水産課長	高	野		馨	君	商工観光課長	飯	泉		誠	君
生活環境課長	鈴	木		勇	君	下水道課長	勝	田		悟	君
会計課長	佐	藤		博	君	教育委員会事務局長	楠		千	代	吉
水道課長	渡	辺		正	君	行政主幹	鈴	木	博	志	君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	渡	辺	修	治	主	事	勝	田	智	史
------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

開会宣告

議長（簾田国広君） おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は15名です。定足数に達しております。

これより平成14年南伊豆町議会 6月定例会を開会いたします。

(午前 9時30分)

議事日程説明

議長（簾田国広君） 議事日程は、印刷配付いたしましたとおりであります。

開議宣告

議長（簾田国広君） これより本会議第1日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（簾田国広君） 会議録署名議員を指名いたします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名いたします。

12番議員 横 嶋 隆 二 君

13番議員 小 澤 東洋治 君

会期の決定

議長（簾田国広君） 会期の決定を議題といたします。

会期は、議事日程のとおり本日から6月18日までの2日間といたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（簾田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、会期は6月17日より6月18日の2日間と決定いたしました。

町長行政報告

議長（簾田国広君） 町長より行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 本日はご苦労さまでございます。

平成14年南伊豆町議会 6月定例会に開会に当たり、次の4項目について行政報告を申し上げます。

第8回海中クリーン作戦について。

青く豊かな海、美しい浜辺、それは地球に住む人類共通の貴重な財産であります。地球の7割の表面積を占める海は、生命の源であり、自然生態系の維持や環境の保全にかけがえない大きな使命を果たしております。この大切な海を慈しみ、守り、後世に伝えていくことは、私たち1人1人に課せられた使命であります。

また、水産業も広い海から多くの恵みを受けてまいりましたが、これらの貴重な役割を果たしてきた海の機能が低下し、各種の廃棄物や汚水等による海や浜辺の環境汚染が深刻化してきております。

そこで、本町では全国に先駆け、平成6年から全国各地のダイバーや地元の各種団体の参加を得て「海中クリーン作戦」を実施して、海底の清掃を行ってまいりました。

本年も、ダイバーが186名、シーカヤック18名と多くの協賛団体の参加を得て、好天の中、第8回海中クリーン作戦を実施いたしましたので、概要をここで報告申し上げます。

第8回海中クリーン作戦実施報告。

主催、南伊豆町。

協賛、南伊豆町マリンスポーツ振興会、南伊豆町漁業協同組合、東西子浦区、子浦観光協会、子浦動力船組合。

実施日、平成14年6月8日から9日の2日間。

場所、南伊豆町子浦。

参加人員、330名。

ごみ収集量、900.2キログラム。

内訳としまして、鉛が5.9キログラム、釣り糸12.1キログラム、瓶・缶93キログラム、その他789.2キログラム、合計900.2キログラムとなっております。

共立湊病院敷地内の医療廃棄物投棄について。

平成14年3月、共立湊病院の敷地内に医療廃棄物や焼却灰等が野積み状態で放置されていた問題は、議会を初め各方面に多大なご迷惑をかけてまいりましたが、これらの状況についてご報告申し上げます。

この医療廃棄物は、廃棄物処理法で平成4年から特別管理産業廃棄物として専用施設での

処分または専門業者への委託処理により、厳重な管理のもとに処理が義務づけられており、違法投棄の疑いもあることから、伊豆保健所薬務環境課による実態調査が行われました。その結果、竹林内に投機されている医療廃棄物は、旧国立湊病院から発生した可能性が高いことが判明し、厚生労働省東海北陸厚生局が、感染性廃棄物扱いとして全量撤去することになり、撤去作業の進め方について関係部署で検討が始まりましたので、完全撤去が早期に終了するよう期待しております。

また、地域住民の生活環境保全の観点から、医療廃棄物投機現場等の燃えがら、土壌、地下水の6検体の有害物質検査を伊豆保健所薬務環境課で実施したところ、すべて基準以内で異常は認められなかったことから安堵しているところです。

今後、共立湊病院の運営につきましては、湊病院の管理者として適正管理に努めていく所存でございますので、本町議会のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

町立三浜小学校の建設について。

町立三浜小学校の建設につきましては、平成15年度に建設すべく鋭意努力をしておりますが、その前哨として、旧三浜中学校跡地に仮設校舎として軽量鉄骨づくり2階建てで、1階が600.65平方メートルで、2階が595.34平方メートル、延べ面積は1,195.99平方メートルを建設すべく、平成14年5月2日にプレハブ建築業者5社により指名競争入札を行い、日成ビルド工業株式会社静岡支店が落札し、平成14年5月8日に仮契約をいたしました。

仮設校舎の1階には、校長室、職員室、保健室、事務室、音楽室兼多目的室、図書室、理科室等を配し、2階は1年から6年生までの普通教室、パソコン教室、家庭科室兼図工室等であり、平成14年9月1日から平成16年3月31日まで使用するものであります。

建設工期は平成14年8月20日でありますので、完成次第、学習机を初めとする備品等を搬入し、第2学期から授業を始める予定であります。

そして、仮設校舎で使用する備品のリースとして、空調機、物置3棟、黒板、生徒用ロッカー、消火器等22品目につきましても、日成ビルド工業株式会社静岡支店が落札し、取引に係る消費税及び地方消費税の額を合わせて703万5,000円で、平成14年5月8日で契約をいたしました。

なお、このリース料につきましては、三浜小学校仮設校舎設置備品質借料として、平成14年度当初予算に計上し、平成15年度までの債務負担行為とさせていただいております。

さらには、この仮設校舎を平成16年4月以降、情報公開条例に備えた書類等の整理倉庫として町が使用し、また一部を地元のコミュニティ施設として開放する予定であります。

なお、本年度の予定としましては、仮設校舎に移転が完了してから、旧校舎を解体し、屋内運動場建設予定地にある水路のつけかえ、のり面のボーリング調査、新校舎建設のための整地等を施工し、平成15年度新校舎及び屋内運動場建設に向け準備を進める所存であります。

また、三浜小学校新校舎、屋内運動場の建設につきましては、平成15年度中の完成を予定しており、現在の校舎の跡地に、主体構造部は鉄筋コンクリート2階建てで、内装には多くの木を使用し、児童の学び舎とともに、地域住民の避難場所、またまちづくり、人づくりの観点から、児童と地域の人たちがともに交流し、学習等ができるコミュニティスペースを確保し、特色のある複合的な地域に開かれた学校建設を行っていきたく存じます。建築面積は校舎1階が902.34平方メートル、2階は763.72平方メートル、合計1,666.06平方メートルであります。

また、屋内運動場は1階がピロティーとトイレで598.85平方メートル、2階は617.45平方メートルの合計1,216.3平方メートルで、雨天時の体育活動や防災の拠点として、また休日、夜間等には、地域の方々にも有効利用していただくよう計画しております。

主要建設事業等の発注状況について。

平成14年度第1四半期、4月から6月における主要建設事業等の発注状況は次のとおりであります。

元南上中学校講堂解体工事 561万 2,250円、有限会社村山土建。三坂（入間）漁港漁場機能高度化工事 4,672万 5,000円、株式会社古川組静岡支店。市之瀬地区古代蓮植栽事業 306万 6,000円、伊豆森林組合。下賀茂地区観光歩道橋新設設計・施工監理業務委託 798万円、株式会社植松工務店。町道湊区内27号線道路維持工事 567万円、長田建設工業株式会社。町道湊区内1・23号線道路維持工事 763万 3,500円、株式会社保坂建設。町道青市区内1号線道路改良工事 987万円、旭産業株式会社。町道南上学校A線道路改良工事 782万 2,500円、有限会社ヤマダ組。町道一町作線道路改良工事 806万 4,900円、有限会社ヤマダ組。普通河川土取川河川改修工事 528万 1,500円、有限会社南伊豆造園土木。町営住宅中木団地耐震補強改修工事 4,347万円、株式会社保坂建設。町道大平B線測量設計業務委託 375万 9,000円、有限会社小室測量設計事務所。町立三浜小学校仮設校舎設計工事 6,951万円、日成ビルド工業株式会社静岡支店。町立三浜小学校仮設校舎設置備品質借料 703万 5,000円、日成ビルド工業株式会社静岡支店。南崎小学校空調設備設置工事 604万 5,000円、小林電気工業株式会社下田支社。公共下水道事業湊処理分区管渠築造工事（第9工区）1,974万円、長田建設工業株式会社。公共下水道事業湊処理分区管渠築造工事（第10工区）2,913万 7,500円、株式

会社保坂建設。下水道工事に伴う湊地区配水管布設替工事（第9工区）420万円、有限会社菊池設備工業。下水道工事に伴う湊地区配水管布設替工事（第10工区）493万5,000円、有限会社藤原設備。

以上で平成14年6月定例町議会の行政報告を終わります。

議長（簾田国広君） これにて行政報告を終わります。

一般質問

議長（簾田国広君） これより一般質問を行います。

小澤 東洋治 君

議長（簾田国広君） 13番議員、小澤東洋治君の質問を許可いたします。

〔13番 小澤東洋治君登壇〕

13番（小澤東洋治君） 13番、小澤です。ただいまより一般質問をいたします。

町の将来性には合併は慎重に。

質問する前に、大変私ごとで恐縮ですけれども、今全国の有権者の中で無党派層が年々ふえて、その数は7割にも達していると言われております。その主な原因の一つに、背景には政治不信が挙げられるそうですが、実は私もこの無党派に関心が強く、性的にも合うかなと自負しているところでございます。人口1万そこそこのこの町にとって、派閥や党派が起こって政策を協議する場もないし、必要もないが理論です。町の発展のためには得策か損策かの見きわめを1つに、偏見のない協議と施策の推進が重要と考えます。今回、あえてそのような思いを強く抱きながら質問をすることにいたしました。

さて皆さん、最近合併問題が一部で大変にわかになってまいりましたが、私はこの是非はともあれとして、にわかになるほど、なぜか郷愁の念が頭の中をよぎる思いとなります。私は、改めて町の姿を振り返り見たところでございます。ご承知のように、我が町は、半島最南端にあり、形態は勝利のV型ビクトリー、取り巻く海岸線の57キロは国立公園1種に指定される絶景地が重なり、中央には青野川、地下資源の温泉にも恵まれて、全土の80%が山林、原野に占められている。まさに、自然宝庫の町であります。一体なぜこのような自然が残されてきたのであろうか。疑問を持ちたくなるところでございますが、もともと半島に住む人間は、内陸の論理、中央の画一的な施策を嫌い、海に向かい、外に向かい、大きく道開く進取の気風を持ってきたと言われる。その精神を貫いてきた先代の方々の賢明策が、今IC、

国際化、高齢化、余暇時代を迎えたトレンドとなり、功をなそうとしている。事実、国民生活意識調査の中で、国民の80%が自然環境保全に強い関心を寄せている結果が出ている点からも、自然保護がいかに国民的な願望になっているかがわかります。

また、ある有名な人の金言の言葉を抜粋して読んでみます。「きょうの人類は地球という大きな生命体に巣くう超悪性のがん細胞そのものである。母なる地球生命は、今やそんながん細胞を全身にくまなく転移して、末期的な症状を示しつつある。このままでは、人間は何の罪もない美しい自然を道連れに自滅するのみである。我々人類の本当の使命は、豊かな心と明るい笑顔が人類固有である事実から推して、大自然のとうとく美しい生命の営みをあえて楽しみ、ともに喜び合うことであると直観できる。人類は、いわば、大自然劇場の観客なのであり、自然ながらに完備された無限に大きな幸せ感に、ただありがたいな、幸せだなと浸り切っておればそれでいいのだ」と書いてありました。ふだん気がつかない私たちの周辺環境が、今莫大な価値観となっていることが身にしみてわかります。

私は、このような立派な郷土の保全に力を注いでくれた先代の方々に対して、改めて感謝の念を抱くと同時に、次世代へバトンタッチをしていく我々の使命感と責任を痛感しているところでございます。

しかしながら、一方で、これらのことが過疎化の要因となり、活性化を妨げているのではないかというシビアな論理が存在していることも事実であります。いわゆる、町の現状を企業運営に例えれば、自然環境に恵まれて働きやすい企業ではあるが、生産性に乏しく、収益が上がらないため、資金援助の優遇を受けて生き延びている姿に似ているということです。しかし、企業なら、このみじめな経営をいつまでも続けていられるわけではなく、たちまち倒産のはめになる。幹部としてこのような結末にさせないためには、まず引き継ぐ財産の有効活用を図ることから始まり、内部のむだを徹底して省く節減と、起死回生をもった再建を行う責務があります。私は、この行財政運営に対し、これらを企業運営の理念や哲学を根本的から導入してかかる、しかるべき時代を迎えていると考えております。

今回このような観点から、町の行財政の現況で気付く点を大まかに挙げてみました。

南伊豆町の財政は一般会計で53億円の町債があります。下水道起債で 226億円、水道起債で12億円を、合わせると総額91億円前後のいわゆる借金があります。その元利償還だけでも、毎年7億 8,000万円前後の支出が伴い、中でも一般会計元利償還額の6億円前後は、一般会計より充てているため、財源不足を生じ、毎年二、三億円の借金を重ねなければ、予算が組めない状況であります。このため、道路維持や排水路の要望にこたえられない危機的な状態

となっております。

一方、収入である町税は、平成11年度で10億 7,400万円、12年度で10億 1,300万円、13年度では9億 6,300万円、この3年間の平均は、毎年五、六千万円のペースで減少が続く極めて見通しが悪い状況にもかかわらず、人件費、公債費、事務費を見る義務的経費は、平成11年度決算で38.1%、12年度は41.7%と2.1%に逆に上昇が続いている。中でも人件費は、平成11年度22.2%、12年度では25%と比率が上がり、総決算額47億円のうち、実に11億 7,000万円という膨大な人件費が支出に充てられている現状であります。現在職員は167人、温泉会館など、臨時職員を合わせると実に182人前後の職員となり、定員172人を大幅にオーバーしております。県の平均は人口1,000人に対し七、八人であるのに比べて、我が町は17.5人という驚くべき数字です。これは町民57人に1人が町職員であるということになります。

これらの現状は、経済危機やコンピューター時代を迎える時代において、相反する管理体制ではないかと指摘したい。このことは、今騒がれる合併問題推進マニュアルの中にも、行政の効率化を図る目的で職員の削減は上げられているし、実際に長野県の諏訪地区6カ市町村の合併構想の例ですと、合併人口は推定21万人となり、長野市に次ぐ都市になるため、長野市並みの職員数にすると、今より850人削減ができて、人件費で42億円の削減ができる計算を推定しているという。また議員数も最終的には今の4分の1に減り、約4億円の節減が図られることになっております。また、近隣の伊東市においても、向こう3カ年で職員30名を減員する定員適正化計画に着手するということが決まっている点から見ても、遅かれ早かれ、この問題は避けて通れない問題として提起されるであろう。

ちなみに県内、菊川町では、人口3万2,000人で職員は223人、これは1,000人当たりで6.9人です。議員数は18人ですから、1,777人の町民に1人の割合ということになります。続いて浅羽町が、人口1万9,417人で職員数は135人ですよ。これは1,000人当たりでやっぱり6.9人です。人件費は8億8,000万円、議員数は16人ですから、1,213人の町民に1人の割合になります。

私は、平成11年3月、全員協議会において定員16名から2名の議員削減を提案いたしました。結局1名減員が決まって、現在に至っているわけです。この率から見れば、我が町の議員は15名ですので、639人の町民に1名ということになります。ですから、8人から10人で済むことになりますね。職員削減と同様、我々の議員削減も当然審議されなければならないと思います。本町もこの状況は十分に認識して、この削減問題を真剣に検討しなければならないと提言させていただきます。

また、建設事業費についても、全体予算の二十三、四％台が毎年キープされていて、一向に節減の様子が見られていない。緊急性を除いたできる限りの緊縮予算を確立して実行していくことが望ましいのではないかと。また、別会計ではあるが、長期計画で推進する下水道工事は、湊幹線管渠、クリーンセンター建設工事費などで今までに56億円を費やしている。また、その継続工事として、手石下賀茂地区の工事に数十億円の予算の捻出を見込まなければならぬとなると、事業の合計は100億円前後と巨額なものになると予想します。中小企業、零細企業が続々倒産している非常な事態において、果たしてこの事業を計画どおり実行していくことが賢明なのか、一時凍結して先送りしてでも、今は当座の様子を見るのが賢明なのかという、尺度感も問題になりますが、私は該当する地区の皆様には大変申しわけない言い方になりますが、後者の方を選択するのが我々町民には一番賢明策であると考えております。理由は、財政が圧迫されればされるほど、我々の支払う町民税にしわ寄せが振りかかってきて、負担増は免れないものとなるからです。

次に、町に籍を置かないで永年住んでいる人、いわゆる未登録者は現在800人以上いると聞きますが、この人たちへの納税処置として、現在家屋敷税が1世帯当たり3,000円のみが課税義務となっている。ごみ代等の清掃費、年間総額約4億円、救急車等の消防費は2億7,000万円、合わせて6億7,000万円を支出しております。これを4,000世帯で割ると、1世帯当たり実に16万7,000円の負担をしていくこととなります。なおかつ、町民税総額、固定資産税を除いて6億5,000万円割る納税者5,200人、1世帯当たりは12万5,000円であります。これらを単純に合わせても、1戸当たり負担額は29万2,000円に上る大きな額にもかかわらず、この未登録者には賦課する課税は年間3,000円のみであるとすれば、余りにも生活関連上や税の不公平是正の点からも矛盾を覚えるものであります。

ここでちょっと税務課長に質問いたします。この未登録者に対しては、家屋敷税のみが課税されているわけですね。ほかにありませんか。

議長（簾田国広君） 税務課長。

〔税務課長 外岡茂徳君登壇〕

税務課長（外岡茂徳君） 家屋敷を有することですから、当然固定資産税の家屋分が課税されております。さらに、土地が所有者の名前であれば、固定資産税相当がかかります。したがって、家屋敷のみでなくて固定資産税がかかります。

以上でございます。

13番（小澤東洋治君） 私が聞いているのは固定資産税は当然ですから、町民税にかわる

ものとしたら家屋敷ですね。

議長（簾田国広君） 外岡税務課長。

税務課長（外岡茂徳君） そのとおりでございます。町民税につきましては、家屋敷ということで3,000円が毎年かかります。つまり住所のない方はそういうことでカリしています。

13番（小澤東洋治君） 私は、これはもう委員会でも何年も前からも言っていることですが、決してこの人たちをいじめることじゃなくて、町民税という義務税ですか、市町村税、納税義務者でありますね。この人たちに対して、こういうふうに私らも1つしか払いませんから、その人たちもどこかで払っているわけですね。だから、その払っているのをこっちに寄せるということも可能だそうです。というのは、ちょっと待ってください。これはちょっと私ども勉強しました。これは市町村税納税義務者の通則にあります、ちょっと読ませていただきます。

個人の市町村税の納税義務者は、1、市町村に住所を有する個人、これは当たり前ですね。2、市町村内に事務所、事業所を、または家屋敷を有する個人で、当該市町村内に住所を有しない者という通則があるわけ。ただし、市町村内に住所を有しない者であっても、同じ意味ですが。事業所または家屋敷を有する者はその市町村とその応益関係が存在するので均等割を課することとしている。これは私も勉強したんです、実を言うと。それで、個人の市町村税は基本的には住民基本台帳に記載されている市町村において課税すべきものである。住民基本台帳に記載されていない個人がその市町村内に住所を有する者である場合には、その者を住民基本台帳に登録されているものとみなし、その者に市町村税を課することができるものとされている。これは、地方税の294条の3項に記載しています。それで、また現に住所を有する市町村で、市町村税が課税された者に対しては、その者が住民基本台帳に記載されている市町村において市町村税を課することができないものとする。要するに、ダブって取れないということですよ。

それで、実はある市町村で私、聞いてみたんです。これを、住登外を賦課して、結局その人が長くいるのは当然わかるわけです。もう5年も10年も20年もいる人もいますからね。そういう人、周りでわかるわけです。だからその人に、役場で確認して、それで自宅さんは長く南伊豆に住んでいられますね。まことに申しわけないけれども、町民税を南伊豆に払っていただけませんか。それでその人の住所と連絡して、市か町かわかりませんから、それで話し合っ、どっちかで払ってもら。その努力をしている町があるんです。60名している。700万円前後の収益を税収を上げている市町村があるんですよ。したがって、我が町はそれ

を何十年もやってこなかったとしたら、大変徴収義務に怠慢があったんじゃないかな。まじめに払っている町民の皆さんは税金払っている。ほかの市町村はそういうわけで税収を得ている。我が町は得ていなかったとしたら、徴収部分に怠慢があったんじゃないか。税務課長、あなたのせいじゃないですよ。あなたに言っているんじゃないけれども。こういうことは、やっぱりまじめに支払う義務者にとっては不公平きわまりありませんから、早急に徴収努力をしてもらって、これを参考にしてもらいたい。たとえ10万円でも100万円でも、税収を上げるように努力してもらいたい。お願いします。

次に、税金の滞納者対策についてです。

現在、税金滞納者数は168人、そのうち町内が87人、約6,300万円、町外者が81人で1億4,000万円、計約2億300万円に達している状況である。これは町税の3分の1に該当しますよ。町民の皆様が、血が出る思いで納税をしている現状の中で、平然と滞納が続けられる仕組み自体が、甘い体制になっているのではないかと。確かに諸事情を抱える人もありますが、それを肯定化されない徴収能力や努力が必要ではないのかな。特に、町外者についての滞納は膨大であり、納税の不公平是正の点からも、毅然たる対応をすべきだ。また、近隣に私の知っている土地がありますが、長い間所有者不明で、ある土地の人が百姓やっています。恐らく資産税も滞納のままになっていると思いますが、各地にこういう似た例があるのではないかなと思います。よく調査して、できれば専門的なチームを編成して、厳正な処置を講じていただきたい。お願いいたします。また、固定資産税の評価についてもアンバランスを感じる点がありますので、一層適正化を望むところであります。

次に、雇用を図る施策として、町有地を集約して用地の造成を図り、大手企業誘致の基礎づくりや、若者の定着のための町営住宅の増設を図る。以前、裾野市では、用地造成費として県予算の地域振興整備の企業会計より8億円を借り受けて、市有地を大規模に造成整備をして、キャノンカメラという一流企業の誘致に成功している。当局もこの裾野市の実態を見習ってほしい。また、町有地の中には、年輪を経た杉だのヒノキの山が相当あると伺うが、これらを利用して地元産業の振興に、あるいは町営住宅をふやす方法で活性化につながる施策を講じることを、鋭意努力をして頑張りたいとお願いいたします。

そして、これら一連の課題の中で最も重要に私が思うことが、町の財産である大自然の光景をただ見せるだけでなく、見せてやるという、いわゆる商魂的な付加価値を考えた政策を取り入れる収入の道を探ることも一策ではないだろうか。例えば、隣接市町村には、海岸線を十分利用して税収を上げる利点があるのに対し、我が町の海岸線は公園法に規制されて、

自然保護には貢献しているが、そのことが直接収益には結びついていない。デメリットとなっている。戦後半世紀以上のも経過の中で、国民の環境意識は一層増大しており、国・県これらの国民感情は十分承知をしているところ。これらの諸事情を国・県に誠意を持って働きかけるなり相談するなりして、交付税の上乗せの助成を道を探ることも大事ではないか。また、そのためへの国・県への駆け引きとして、当公園を一部解除の処置を懇願して、本町の観光のしにせである石廊崎を、より徹底した観光地づくりを目指すのも一法ではないだろうか。そして今、アウトドアブームが続いております。国民のハイキング熱、野外散策の参加者は 5,000万人とも、釣りが 2,500万人とも推定されております。これらを集中シェアにした受け入れ整備を進めて、名実ともに観光南伊豆の形成を図るべきである。

例えば、半島最南端の石廊崎の頂上、標高 240メートル、藤山を眺める景観を皆さん想像してみてください。私は、このパネルを持ってきた。これは南伊豆のパネルです。私の言っているのは、この石廊崎の最南端から見る南伊豆というのは、これはどこの市町村にもまねができない。南伊豆の特許品です。ここから見る石廊崎の藤山ですね。眺める景観を皆さん想像してみてくださいというのは、こういう意味ですね。眼下に千葉県、皆さんにお渡ししましたんで、そのロープウェイの、眼下に千葉県富津市の鋸山山頂（ロープウェイ）から見る景観に酷似したすばらしい石廊崎の全景。振り返ってみれば、今の話ですよ、前方には標高 544メートルの青野の馬夫石山、左には 522メートルの伊浜のクラサワ山の峰を眺められて、そしてV型ピクトリーと、緑の山間を一望できる町の全景は、他町にまねのできるものではない。まさに、重ねて言いますけれども特許品じゃないかな。地元の私でさえ、この光景を連想すると、2,000円払っても 3,000円払っても眺めに行きたくなるに違いない。こういう光景こそが本物の壮大で夢とロマンの里づくりに合致し、生きる観光になり、また将来を担う子供たちが海の町の子として、あるいは里山体験の場として、有効利用が図られるに違いない。これからは、十年一日の観光対策では生き残れない。思い切った中身のある抜本対策が必要ではないか。

以上、さまざまな思いを申し上げてまいりましたが、一方ではそんなことは至難の業だろうとか言われるかもしれませんが、難題のハードルを一つ一つ乗り越えることにより、本当の意味の改革は達成されていくことになり、膨大な経費の削減につながるものと私は確認しております。

重ねて申し上げますが、今まで我慢して保全してきた自然を、多数の利により自由に使われることはない。これから伊豆の奥座敷として、東京の奥座敷として、今後有効な活用が期

待される時代が来るに違いない。また、WWF、世界自然保護基金などに依頼して、助成の道を探るのも方策の一つと思う。いずれにせよ、目的を達成していれば、自立の道は十分にあると私は思います。それには心通じ合うとうとき、誠心誠意の努力と政治度胸です。強い信念が必要です。そして、みずから知人、友人、親戚を通した外交作戦も、その手腕の一つにつながることです。自分たちは報酬を得て働いていることを念頭にして、努力してもらいたいと強く要請するところでございます。

次に、合併問題について考えを申し上げます。

まず、この問題は、軽率に取り組む問題ではないと申し上げたいです。昭和27年の南賀合併とは質も規模も違うし、時代の純然が違う。町の前途、運命がかかっていると言っても過言ではないと思うからです。そもそもこの問題が提起された経緯は、国が財政の効率化と地方分権への対応を図るのが目的で、今から7年前に市町村合併特例法という時限立法を制定して、なお平成10年12月に同法の改正が行われた際から始まったものでありますが、どういうわけか、この1年余りの間に急に機運が高まって、最近では支離滅裂の様相でありますことは、マスコミなどからもわかるところであります。

この件で、私なりに内容を調べてみました。この時限立法は、平成17年3月までに合併しなければならぬという時限つきでありますので、まず該各市町村間の合併協議会設立の調印を行う。それから、運営協議会を経て、16年9月までに正式な合併調印の運びにしなければ、16年12月の県議会の上程に間に合わないという仕組みになっているそうです。また、そのためには今から準備などで最低22カ月はかかるというから、この9月の議会までには立ち上げのための何らかの対応が必要になってくるということです。確かにこの問題、世の流れから避けて通れない問題ではありますことは事実であります。このための個人的勉強であれば、大いに理解するところでございます。しかし、公平無私の立場を貫かなければならぬ議長が、所属団体である南伊豆議会の了解もないまま、賀茂地区議長会、1月18日に提案された合併研究会設立に同意したのは、誤解されやすい行動だったと思う。平成12年10月26日の全国町村議会議長会において、大谷会長は、市町村合併はあくまでも自主的なものでなければならぬと、原則を貫く必要性を強調したという。地方分権とは、自己決定、自己責任の原則に基づき地方自治体の意思を決定することで、市町村合併は実質上強制的なものとなり、当該団体の存立そのものを自己決定できないようでは、地方分権は言葉だけとなる。住民の納得を得ないうちに1人で合併を推進するような誤解を招く行為は慎むべきであると発言していたと言います。また、下田市議長は、議会の総意が得られていない理由で、設立準

備会組織には不参加になっている。

ここで、大変恐縮ですが、本来議長には議案の提案件がありませんので、質問はできないことになっております。これは、議会関係の問題で当事者である議長に矛先が向けられている質問でございませぬので、構わないのではないかなと判断いたしました。

ここで議長に質問いたします。全国議長会長のあいさつをどのように理解し、受けとめていたのか。2番目、下田市議会議長及び議会のとっている態度をどのように評価しているのか。2点伺います。

議長（簾田国広君） 暫時休憩します。

(午前10時15分)

議長（簾田国広君） 休憩を閉じ、再開いたします。

(午前10時46分)

議長（簾田国広君） 小澤議員の質問に対しまして、一般質問は当局に対する質問であるので、議長に対する質問はできないとなっているので、答弁はいたしません。これは全国議長会の回答です。

13番（小澤東洋治君） 私なりに勉強をして取り組んだつもりでおりますので、いずれにしても時間が大分経過していましたから、その辺はそれで結構です。

それで、次。いずれにしても、済みません、あと何分あるんですか。

〔「あと35分です」と言う人あり〕

13番（小澤東洋治君） 30分あります。

公は民を生まずのごとく、ことわざがあるが、公平な心を持って物を見れば、正確な判断が下せるそうであります。いずれにしても、私は合併の対象を下田市と南伊豆町のみと仮定して、同マニュアルを調査研究する中で、大きく5項目の点をとらえて検討してみました。

まず問題1として、合併推進協力の恩典として下記のようなものが挙げられております。

1、従来から交付を受けていた普通交付税を10年間は保障するということ。2、3カ年にわたり特別交付税、概算で約六、七億円程度になるかと思いますが、を交付するという。3、合併後10年間は市町村計画、まちづくりの経費に、合併特債として充当の70%を保障するということ。4、市町村振興の基金造成に今と同じということ。

私の観点では、このうちの2、3、4は、いわば合併のお土産のようなもので、これらを

実行すれば、30%の地元負担も重なるし、これ以上借金はやできないのではないかな。それに、合併後10年とありますが、合併後は南伊豆独自の市町村計画を立てることは到底無理な話であり、したがって、事実上、この恩典は南伊豆独自に該当をしないものと私は考えます。問題は、1の普通交付税の交付についてですが、確かに町の財政運営には不可欠の要素であります。しかしこのことは、全く廃止されるものではなく、将来定額方式になる可能性があるというもの。したがって、普通交付税の四、五億円の減少を覚悟した予算編成が必要になると考えておけばいいと思います。

さきに述べたように、ふだんから経費の削減が実現しておれば、何とかしのげる額ではないかな。現に、全国で合併問題に乗らない市町村は多い。例えば、青森県の三戸町はこの話に乗らない理由として、10年後からまた出直しになるのであれば、金がなくてもいいから、知恵を出し合い、まとまりのある文化、歴史を築き、足腰の強いまちづくりのための原理原則主義を貫いていく方が将来得策であるという認識を持っています。

また、下田市と南伊豆町の財政状況の比較ですが、財政力指数は下田市が63.5%、南伊豆が36%、経常収支比率が下田市が82.6%、南伊豆が76.2%、地方債残高ですが、下田市に大変失礼ですからここで額は言いませんけれども、この下田市の額は全部向こうに私資料持っています。相当のものは南伊豆と同じ、ともにあるわけですね。いわゆる借金です。

このように、ともに厳しい財政状況を強られる町と市が合併しても、重複しますけれども、10年間は何とか今までどおり暮らせるが、それ以後はまたもとどおりに戻り、再生で苦労が始まるのではないかと思うし、むしろ企業みたいに、苦しい時代であるからこそ、分社化にして、効率を上げる手法をとっていく。下田は下田で立派な由緒ある市です。南伊豆は南伊豆としての特色があります。ともに個性を生かしながら協調を図っていく施策の方が、未来観光には適していると私は思います。

清水市や静岡市みたいに平坦で可住地面積——人が住める面積ですね——が広ければ、確かに利便性の点からも向上が見込まれるかもしれませんが、しかし、双方とも中山間が多い形態で、その点からも無理である。1つの市にしても似合わないのではないかな。逆に地域に残る風土、情緒、文化、伝統など、継承が薄らぐのではないかという懸念と、次世代の教育環境の場としての度量の問題も念頭に置いていく必要があるんじゃないか。

次に問題2。当然新庁舎建設の話が出てきます。また、多額の借金も抱えることでしょう。その建設地として、最も利便性が高く立地条件のいいところといえば下田市にほかなりません。となると、従来のここの役場機能は薄らぎ、支所または出張所になる可能性があります。

将来は廃止ということも考えられます。こうなると、窓口サービスの住民課、印鑑証明発行などの業務が郵便局で行うようになるんじゃないかな。ここにマニュアルに書いてありますが、住民の行政サービスの低下、プライベートの侵害問題などが起こってくるのではないかと懸念します。もちろん、重ねて申し上げますが、職員の削減、異動は避けられないと思います。そして、何よりも役場がなくなることで、不動産も含めて町全体の評価が著しく低下して、一層活力が失われていく可能性があります。過疎化の進行にはずみをつけるのではないかと考えております。私は役場の廃止、支所扱いは絶対に反対でございます。

次に問題3です。現議員の任期が2年間延長される暫定措置がありますが、延長そのものは議員個人の問題としてとらえることでありまして、町の動向には影響するものではありません。しかし、基本的には合併を決めて50日以内に解散、総選挙を行うことになっております。暫定で2年間延長されたとしても、2年後は南伊豆、下田を一括した選挙区として選挙を行うことになっておりますから、人口の集中する市街に住む人が当然有利になる。人口の少ない面積の広い過疎に住む人たちは当然不利になる計算になります。選挙区の拡大で、多大な浪費捻出が予想されるためです。市町村長や議員の移行の条件に苦痛を伴い、そのことが候補者の資質に関係してくるのではないかと見ます。地域エゴの生じない公平な政治の推進にはほど遠い偏りが一層拡大するおそれがあると見る。そして、何よりもそのことは、先ほどのゲリマンダー権で、物事を牛耳ろうとする政策の推進です。そうすると南伊豆は永久に損失をこうむることになり、次世代の人たちに対して申しわけないことになる。つけ加えておきたいのは、この場合、下田に転居すれば問題はないようですね。

次に問題4。高齢化率、下田市が24%、南伊豆町が32%、純粹に割っても平均28%の高率です。しかも今後において、この率は上昇の一途であります。老人対策はますます重要な問題になってきます。その対策はハードかソフトかと言えば、間違いなくきめ細かなソフトの対策が求められると思います。それには、いたわりのある人情と優れた生活環境の中で味わう交換サービスが最適に違いない。ここでも従来の南伊豆の姿が貴重であることがわかります。

次に問題5。先ほども述べましたが、この大きな問題である合併特例法が制定されたのは今から7年前。改正されてからも4年経過している。本来、この時点から勉強や研究を重ねてこなければならぬと私は思います。それが重要問題にもかかわらず、急に1年そこそこになって機運が高まってきたこと自体が不自然に思うし、それこそ地区懇談会でも開き、熱情を持って町民の皆様と真摯に話し合うことが肝要ではなかったか。しかも、双方とも10年

後の保証はだれもできない。正しい結論に達することは難しいとは思いますが、今熱心論者が、民主主義の論理に従い、あるいは数の上での優位を武器に、ゲリマンダー権とともに発揮すれば、合法的に合併行為を決定に持っていくことは不可能な話ではありません。

しかし、忘れてはならないのは、主権はあくまでも住民の皆様にあるという原則の厳守であります。我々が議員として当選させていただいたのは平成11年7月、この時点で合併論議は何も出ていないし、していないわけです。したがって、本件についての町民の皆様方の負託は、間接的にも直接的にも受けていないはず。町民不在のまま、いたずらにムードをあおり立てる行為は、かえって誤解を生むと思う。どうしても推進するなら、町行政当局を動かし、検討提案が上がった時点で、我々議員は責務の励行を懸命に果たしていくことが道理に思われます。また、そのときの最終決定は、これまたあくまでも民主主義のルールに従い、住民投票での決着は、後に悔いを残さない、最も合法的な手段であると私は理解します。ちょうど5年前の共立病院移譲問題のときのことを私は思い出しているわけではありません。

ここで質問いたします。以上、重ね重ねの言い方ではございましたけれども、行財政、合併問題に感じることを申し上げてまいりました。結論的には、合併は特例措置法にこだわらず、急ぐ必要がないということでございます。これらについて当局の所見を伺っておきたいと思えます。よろしく申し上げます。

議長（簾田国広君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） お答えいたします。

小澤さんの質問の内容で、念頭から下田市と南伊豆という前提条件があるように思います。

〔「仮定ですから」と言う人あり〕

町長（岩田 篤君） そういう仮定があると思えます。

今、私たちが進めていることは、賀茂郡下一つでという5月の29日に検討会ということで発足しております。そういうことで、この合併についてはいろいろ考えがあると思えますけれども、今の日本国の666兆円だとか、そういう借金を考えた場合に、行政の方とするならば、そのメリットは本当にあるんじゃないかなというのが、首長会の統一した見解であります。そして、今小澤議員が言ったようなデメリットあります。しかしこれは、検討委員会を立ち上げ、これから検討する段階ということで、今小澤議員が言われましたような住民投票というのは、またまたこの組み合わせによってやるべきであって、私たちは市長会の方におきましては、検討会を立ち上げ、それから勉強会ということを考えておりますので、すぐ合

併ありきでは今のところは考えておりませんので、その辺を。

議長（簾田国広君） 小澤君。

13番（小澤東洋治君） 長々な質問で大変申しわけありませんでしたが、私の質問は以上で終わります。

議長（簾田国広君） 小澤東洋治君の質問を終わります。

横 嶋 隆 二 君

議長（簾田国広君） 12番議員、横嶋隆二君の質問を許可いたします。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） それでは、一般質問を始めたいと思います。

私は、日本共産党と住民を代表して一般質問を行います。

まず、今日の情勢ですが、非常に重大な事態が進行しているということであります。と申しますのも、国民が本当に長引く不況、どこでも言われておりますが、それから脱却できない切実な状況に置かれている中で、先日金曜日、与党3党によって医療改悪が強行されるという事態がありました。与党3党だけの出席であります。一方で、国会では国会議員による不祥事問題で名のあった鈴木宗男衆議院議員については、きょう逮捕許諾請求が行われるというような状態で予想がされています。しかしながら、与党、とりわけ小泉総理大臣はこうした問題に対しても、金権疑惑に対しても、何ら解決の努力を示されない、そういう事態が発覚され、明らかになり、また防衛庁の報告、これを隠蔽するような事態、こうした中で、一方では有事三法、メディア規制法、こうした重大な法案、戦争、戦時体制に日本国民を巻き込むような法律が国会を延長してまで強行されようとしている。こうした事態に憤りをあらわすと同時に、これを粉碎するために全力を挙げる決意を申し上げておきます。

さて、市町村合併問題が新聞にたびたび載るようになってまいりました。ここで、今回市町村合併について質問するのは初めてであります。合併問題とまちづくりの考え方に、今の合併は果たして何のための合併なのか、財政問題も含めて町長に問いたいというふうに思います。

これまでも議会の中でも町長の答弁で、合併は不可避であるということ、先ほどの答弁でも、国の666兆円の借金の問題の対応でも効果的な、そういう答弁がありました。しかし、本来合併は住民の自主的な選択であって、合併特例法の規定を割って、建前上は国も自主的な市町村合併と、「自主的」をつけている。しかし、実態では、3月の末に片山総務大臣の

署名入りで町村長と議長あてに手紙が来て、合併押しつけの恫喝だ、とんでもないということで、これを批判している首長も全国に多々おります。

こうした点を、まず町長は国の立場に立って 666兆円の借金の対応の問題で答弁もされていますけれども、地方の自治体の責任者として、今の合併の議論について、改めてどのように考えるか。特に、特例法の問題は、合併特例法は期限があるから急がなくては、そういうことを言われている中で、今の国や県のやり方も含めて、町長はどのように考えられているのか。合併特例法というのは、これまでの流れでもって期限が切られたことがあるのかどうか。そこも含めて町長の答弁を伺いたい。

議長（簾田国広君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 今回の平成の大合併は、現在のような高速交通網が発達し、住民の生活圏の拡大や農業を基盤とした半世紀前に形成された現体制、地域課題の多様化、広域化による広域的なまちづくり、地方財政制度、とりわけ地方交付税制度の危機的な状況に対する抜本的な改革策としての意味合いが多く含まれていると思います。合併による統治能力の向上も不可欠じゃないか。市町村合併は、目的ではなく手段であり、地域住民が主役としての考えが存在し、多くの住民が合併議論に参加し、パブリックコメントや民意の確認、意向の反映により、地域の合併像が形成されるのが望ましいと思います。また、市町村合併は、地域の危機だから推進するという考えもありますが、合併により地域活性化の絶好の機会という考え方もあります。今後は、賀茂地区合併検討委員会の中で、メリット、デメリット、多岐にわたる事業などの検討と町議会と町民の皆様のご意見を参考に、南伊豆らしさを念頭に検討を進めていく所存であります。

議長（簾田国広君） 横嶋君。

12番（横嶋隆二君） 合併特例法は、95年に初めてできたのではなくて、1965年に制定されて、その後、法期限の10年ごとに延長を繰り返されてきている法律なんですね。それで、今回も政府、あるいは総務省は法期限を延長しない方針を明記しているところはどこにもありません。合併特例債の計算書式はネットでクリックをするとすぐ出てくる、そういうことは宣伝しますが、法期限を延長しない方針というのはどこにも書いていない。今までたびたび繰り返し延長してやってきた。これは、国がどのように言っても、建前で自主的な合併と言って押しつけをやったとしても、やはり熟慮して住民に寄与してやってきたところでは、そうしない選択をするところが多かった。

今回、合併問題が急速に強まっている背景のもとには、特例法で10年間の交付税の保障ですね。それと、その後5年間、11年目から15年目までは激減緩和措置といって、少しずつ交付税を減らしていく。この恩恵等々を出されているために、それにすがりつこうということも含めて、いわばまさにあめというか、本来的に言えば傷の手当てを掲げたから、これにあやかるうということもありますが、やはり、こうした合併の期限の問題についても、そのほかの問題についても、これ助役会では合併問題現況調査報告書がありますが、これだけではなしに、公正で的確な情報を提供するべきだということをお願いしたいというふうに思います。

というのは、各世帯、回覧にも、「静岡県の市町村合併を考える」というのが冊子に載っています。一応、地方自治は団体自治、住民の自治が車の両輪ということでありましてけれども、いわゆる法期限の問題も含めて、合併したら、一体交付税そのものもどういうふうになるのか。そうしたことが住民にきちんと正確な判断がなされるような資料、あるいは情報が提供されているかということ、先ほどの総務省の資料も、合併特例債の問題ではクリックできるが、実際にはその先はどうなるかという点までは国民に知らされない。そういう問題で、ひとつ助役さんにお聞きしたいんですが、調査検討会でこういう基礎資料を出されていますが、1つは資料の中身で、これは基礎ベースでありますけれども、住民サービスの制度の問題と住民の利用とか、税負担の問題。各種利用料も含めて、そうした問題は今後出されるのかという問題。それと、この助役の調査検討会で出されているメリット、デメリットについては、これは出されているのか。こうしたものを含めて、公正で正確な情報を提起すべきだというふうに思いますが、その点、助役と町長にお答えしていただきたいと思います。

議長（簾田国広君） 助役。

〔助役 飯田千加夫君登壇〕

助役（飯田千加夫君） それでは、先に私が検討会の委員長役でありますので、答弁させていただきます。

経過につきましては、今まですべて公開されております。新聞等に出しておりますので、検討会につきましては、5月29日に中間報告ということで、報告いたしまして、それを受けまして、7市町村の市長さん方から、今後検討会を立ち上げよう、その際に、助役会、あるいはその他の課長会というものを今後立ち上げた中で検討していくというような方向を出しましたので、次の助役会、この24日にあります。そういう中で、賀茂地区の助役の中で、今まで言っているのは、一般論である。町長も先ほど申し上げましたけれども、合併をパターン

をどのように想定するのかというものは、ただ賀茂は一つということでとりあえず検討していこうという指示を我々は受けただけでありまして、その後のことはまだ検討を進めなければわからないわけです。それは期限でもそうです。一応、フロー図によりますと、特例法の17年の3月ということ念頭に置きながらの作業にはなっています。実際、できるかできないか、そのようなことは今後検討する中でわかりませんが、一応そのような予定の中で助役会としては進めるというふうになっております。

以上です。

議長（簾田国広君） 横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 先ほど、資料を提供する問題についての、今後の問題も含めて。資料、情報ですね。

議長（簾田国広君） 町長。

町長（岩田 篤君） その件について、まだ市長会の方で検討しておりませんので、一応要望として、また検討事項として、取り上げていきたい。

議長（簾田国広君） 横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） この合併の問題では、現状の地方財政の問題、そしてまちづくりの点で、合併特例債、先ほどあめというふうに言いましたが、これが非常に魅力があるということで宣伝をされている。口コミでも言われているということがありますが、財政担当並びに合併に関する事務をやっている担当にお聞きしたいと思います。現状で交付税が減らされたらやっていけないから合併という議論が、一方であります。合併特例債が使える今のうちにあるということがあります。しかしながら、本当に交付税が減らされているのか。私のこれまでの、今年度の予算、3月にありましたけれども、昨年度の予算、臨時財政対策債が昨年6,000万円で、ことしは1億8,000万円。これは、地方交付税が足りない分を補うという方針ではなくて、国がとった地方財政の措置分で、臨時財政対策債に切りかえてお金を出すと、元利償還は返済年度に地方交付税として交付されるという性格で、新たな負担が生まれるものではないというふうに考えます。

そうして見ると、この臨時財政対策債を抜きにして、地方交付税が減ったと見るという見方は正しくないのではないかと。むしろ、それも含めて、地方交付税が減っている、大幅に減るといようなことはないのではないかと。というふうに思うが、その点。

もう一つ、合併特例債の試算、これは先日、県行政センターが合併の問題でのパターンを5つ挙げてこれを出されました。これは、特例債に関しては総務省の先ほどのネットのペー

ジでもクリックして出てくると。ちなみに、7町村、今の公債費の負担比率、起債制限比率等々除外した場合に、標準全体事業費として459億円。これは、県のただし書きで、これが全部起債できるわけではないということを言っておりますが、先ほど言った公債費の負担比率や起債制限の問題で出てくるわけですが、一方で、こういう試算があります。この点、先ほども交付税が減らされたらやっていけないという現状の財政問題について、どのように見るか。また、合併特例債は中身でいうと、先ほどの7町村の合計で最大限、係数を何も入れないでそういう数字が出されているけれども、中身としては1つは、普通建設事業、これが基本的には建設事業促進、公共事業の奨励策、これがほとんどを占めるもので、もう一つは地域振興基金を積み立てることができるというふうに言われております。

これについて、合併特例債、後年度でやはり負担は事業費の5%、元利償還の3割は後年度一般会計から支出しなければならないんですね。一方、特例算定の保障が、合併した時点での交付税がそのまま10年間保障されて、それから5年間で漸減して、16年目から合併した形の市町村の形でしか地方交付税がおりてこなくなる。

ここで出された資料にありますけれども、合併特例債400数十億円という数字が出ていますが、仮に7町村合併した場合に、実際に保障期間を過ぎた場合に、地方交付税が一体どのくらいになるのか。この点、試算がされているのか。この点を含めて現在の現況も含めて答弁をいただきます。

議長（簾田国広君） 総務課長。

〔総務課長 小島徳三君登壇〕

総務課長（小島徳三君） 交付税が減らないのではなかろうかというふうなお話について、私からお答えします。

臨時財政対策債につきましては、予算の6,000万円というお話がありましたんですが、当初予算の6,000万円で、結果的に8,607万円になっております。そういう中では、交付税の所得税、法人税、それから酒税、たばこ税、地方消費税等の税率があるわけなんですけど、その5税だけでは賄われない交付税特別会計になっている。その中に借入金もありますし、それから、13年度につきましては、足りない分について国の借り入ればかりでなく、町村も借り入れをしていくという意味で臨時財政対策債が設けられまして、8,000億円足りない。それで、この中で、今の状況の景気の悪い中で交付税率を上げていくことは不可能ということがあると思います。原因としては、景気が悪い、それから、日米構造協議、その中での公共事業の推進というような計画があります。こういったことで、要するに交付税が減少してい

る原因になっていると思います。

それから、14年度につきましては1億8,000万円見込んでおります。1億8,000万円については、前年8,600万円ですから約1億円減少するのではなかろうかという見込みで、1億8,000万円見込んでおります。

一応、今の質問で不十分かと思いますが、ちょっともう一回質問していただきたいと思えます。

12番（横嶋隆二君） 後で話します。それと、合併した場合の先々の交付税はどのくらいになるか。

議長（簾田国広君） 企画調整課長。

〔企画調整課長 谷 正君登壇〕

企画調整課長（谷 正君） あくまでもこれは試算ということで、現時点ではお考えいただきたいと思うんですが、7カ市町村の合併のパターンということで、仮に財政支援のモデルを計算するということでありまして、現行の賀茂地区7カ市町村の人口が8万2,395人で、13年度の地方交付税、約101億円交付税の計算になります。

それで、先ほどご質問の合併後の算定のことでありますけれども、仮にこれが合併の特例がなくて7カ市町村が合併したという、人口規模の8万2,000人の地方公共団体が誕生したということでありまして、単純計算なんですけど、これは68億円くらいの1つの市ですと地方交付税になるんじゃないかということで、そうしますと、101億円からの差が33億円ですね。それが、現時点の7カ市町村の合計の交付税と現況ある8万2,000人の地方公共団体の地方交付税と比較すると33億円の交付税の差が出てくるといいますか。それを、特例の中でこの101億円のベースで補てんしますよと。そういうもとに計算をしますと33億円ですね。特例の適用受けますと10年間、それから先ほど言いました激減緩和、そして5年間のもので約85億円ですか。それで410億円強という形のもので、合併をして7カ市町村になった場合は、現行の地方交付税の体系でいきますとそういう計算になるということです。

先ほどのご質問の16年以降、じゃどうなるかということになりますと、現時点ではそれ以降のことについてはまだ試算はしていませんし、最近の国の方の経済財政諮問会議とかいろいろの国の委員会でいきますと、税源移譲とか、地方交付税の見直しとかということで、私たちの感じるころですと、交付税減らされるという感じをちょっと私はしているんですが、そういう形の中で、ちょっと不確定要素があるんじゃないかなということが現時点ではあります。

議長（簾田国広君） 横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 最初の総務課長の答弁ですけれども、やはり交付税が減っているという認識、これが減っているというか、臨時財政対策債を出した分減ったという認識は、これは国が地方交付税審議の中で財政対策債をやった財政措置ということで、これは政府そのもののやり方は、これはおかしいわけですが、しかし減ったという認識は、これは違うということを改めて言いたいということなんですね。先々の地方交付税を食っているという言い方は当たるんだけれども、全部それが新たに自治体に負担が生まれるものではないということなんですね。

というのは、合併特例債によってまちづくりが、甘いお金が来てできると言っても、これは、今南伊豆町過疎指定を受けて、過疎債を受けています。ほぼ過疎債と同じ条件の充当率で、いずれは元利償還の3割は返さなければならない。返すピークが、先ほど言った10年間の激減緩和措置というのは保障されるというのは、何もお金が余計に来るということではなくて、合併して、いきなり職員を大幅に減らすことはできない。建物の償却もあるし、減らせないということで、これは傷をあがなう保障ですよ。しかも、過去の合併特例では、こうしたことをやらなかったために合併する自治体が少なかった。11年度からは0.2ずつ交付税が減らされると。それで、先ほど言った7町村の合計で33億円減るといって、これは県の行政センターの資料でもあります。

そうすると、現時点での計算でいうと、南伊豆町の1人当たりの地方交付税額は約20万円。19万6,000円何ぼになります。これは特別交付税入れないで普通交付税の計算です。ところが、そうすると、仮に、パターンで出されて合併して、68億円とした場合、これは現時点での算定ですから、68億円でも多い額だというふうに思うんです。それで、今の人口を割った場合、1人当たり8万9,000円何ぼの交付税になる。私、合併のメリット、デメリットをここで述べるつもりはないんですが、今、それぞれの自治体が面積、地域の形態、地形において、特に複雑な地形を持っている南伊豆町などでは、本当に効率的には非常に大変な中で地域を運営しているわけですが、こうしたことが合併して、その地域が自治体がなくなってしまった暁に、かつての旧町に、本当に今のレベルの行政ができるかと言えば、これは、現時点での経費削減での職員や議員の数云々の問題以前に、本当に非常なる事態というんですか、起こる可能性が、これは1つは、役場も雇用の場の1つであります。これは、本町だけではなくて出先の問題もある。しかも、南伊豆町は、保育園、小学校も地域の実情に応じて配置をしている。こうした問題を、この先々の合併して交付税がぐっと減ったときにそれがで

きるのか。しかもそのときから、仮に借りた合併特例債の償還が始まって、14年後にはピークになっていくわけですね。そういうことが本当に私は住民に正確に知らされる必要があるのではないかというふうに思うわけです。

今の合併特例債の甘い、有利な借金だというものに飛びついてやったら、後々本当に取り返しのつかない事態になるのではないか。現に、人口の推移の問題で、昭和の合併から見てきた場合、7町村の中には若干ふえているところもありますけれども、昭和の30年の合併から10年間で南伊豆町は3,300人人口が減っています。それからこれまで減ってきて、今は漸減、横ばいの状態を保っている。そういう中で、1人当たり20万円の地方交付税を地域を苦しいながらもどういうふうにしようかとやっている。それが、7町村が1つでやった場合に、15年後以降に、これは過去の合併の事例から見れば、8万2,000人の人口を保つことはもちろん、すぐにこれは8万割ることは必至であります。そうした場合に、人口も減る、交付税も減る。しかしながら、先ほど話したように、合併特例債は、普通建設事業がほとんどであって、地域振興、本当に地域の基幹産業を盛り上げて、自主財源を本当にふやしていくような取り組みができるかといえ、1つの今までの町ではない、多くのところが集まってそれが取り合いになる。そうしてやれば、これは第2の合併特例債バブルになるのではないかということが、研究者、自治体の中でも言われております。

その点で、町長に特例債と交付税の問題について聞きますけれども、先ほど町長は、国の立場に立っちゃって、立たなくてもいいんですけれども、666兆円の借金の返済の一助になるのではないかというふうに言いましたが、町長は今の地方交付税制度の問題点、私はこれまでの借金の多くはむだな公共事業、しかもこれは97年以降の地方単独公共事業債によって、大幅に地方交付税が圧迫されている。地方債の増発によって圧迫されている。こうしたことを合併特例債でやっていったら、今財政難なのに、10年間大幅なお金をもしそれを使った場合、出してやる場合に、財源は国の立場になっては、そこまではならないと思いますけれども、財源は一体この不況の中でどこから出てくるというのか。地方自治体の立場になればそれが先々返せない。

こうしたことは、よくよく見きわめる必要が検討の中ではあるのではないか。同時に、これまでの地方交付税、現時点でのこれは99年度の町村にきている地方交付税の額は、全体の24.8%で、5兆1,755億円。これが2,558の町村にきているんですね。防衛費よりほとんど少ないような状態であります。地方交付税が大きく増大して、大変だというふうになったのは、むしろ、都道府県が借金をして、これが地方債増発してやってきたというふうなのが、

これまでの客観的なデータであります。

そういう点で言えば、地方は国の立場に立って、こうした本当に防衛費そこそこくらいのお金で町村が、全国の土地面積の7割の森林、町長はよく山の管理、田畑の管理、そして観光の地としての国民のリゾート地を守っていく。これが、大幅に減らされる理由が、私はないというふうに思うんです。

実際に、私これまでも静岡空港の建設をストップすべきだとか、青野のダムの問題も今度80億円になります。南伊豆町に特に、現時点で差し迫って必要ないもの。とめれば、そのお金を節約できるんじゃないか。こういうものを、県がうんと借金をしてきている。県の現時点で、静岡空港ができる前の段階でも、1日の利払いの額は1日約6億円。静岡空港ができた場合の利払いは8億円です、1日に。そうすると、先ほどの合併の試算ですけれども、賀茂郡に15年後に、現時点での人口割で出てくる交付税が68億円という、静岡県が利払いする10日間分の借金返済の額にも及ばない。そういうものがかかってくる。これは、町長、国の立場に立つということではなくて、やはり、地方自治と団体自治と住民自治の立場に立って、本当に中小零細、個人経営、そして高齢者の多い町での団体自治の頂点に立つ町長が、やはりこうした点をしっかりと見据えた情報提供。私、合併すべきかすべきでないかとか、パターンをどうしろという、そういうことは町長が決める責任はないというふうに思っています。住民が判断することです。

しかしながら、このような正確な資料を提供する義務は負っているというふうに思いますが、先ほどの地方交付税の認識も含めて伺いたいというのが1点。

もう一つ地方交付税そのものの問題ですが、先ほど財政審議会等々の問題もありましたけれども、地方交付税逐条解説、これ旧自治省の大臣官房にあった人が書いているところで、大体これは行政で出して自治体では置いてあるものでありますけれども、地方交付税が合併特例債のように、国がその施策を、時の政府が施策を都合のよい合併を推進するために使うという使い方が本来とんでもないことだということでもあります。この地方交付税の中で、交付税は、財源の地域的不均衡を是正するため、基本的な性格において、地方税と何ら異なるところがなく、自治体が独自にその使い方を決めることのできる一般財源であるということ。地方交付税は、地方自治の本旨の実現と、地方団体の独立性の強化を目的とし、そのため、国による用途制限に関する禁止規定まで設けられている。用途制限の禁止規定は、地方団体の固有財源としての交付税に対する国の不当な介入を排除しようとする趣旨である。こういうことを旧自治省の大臣官房が書いているんですね。

そういう点からすれば、やはり、首長を初め財政担当も県を通じて、今の動きの中で、こうしたことに、やはり苦言を、やっぱり注文をつけていくことが必要だというふうに思います。だからこそ、市町村町村会の全国大会の町村合併を絶対に強制しない。そういう決議を上げているんですね。町長、こうしたことも含めて、国の立場ではなくて、自治体、住民の立場から見て、町村会の開会決議にものっとった立場で町村会に臨んでいけるかどうか。その点をお答えしていただきたい。

議長（簾田国広君） 町長。

町長（岩田 篤君） 合併特例債と地方交付税の問題点でありますけれども、市町村合併を推進する国は、合併特例法の改正を行い、合併を推進する市町村には、合併後の市町村に対するさまざまな財政的な支援モデルを提示しております。その中で、合併特例債にかかわるもの、地方交付税にかかわるもの、支援モデルとして提示があります。

しかしながら、国は現在進めている国と地方の財政のあり方の中で、地方への補助金である国庫支出金 5 兆 5,000 億円もの削減、国と地方が 6 対 4 の比率と言われている税源の地方への移譲、国の税収の一部として配分されている地方交付税の削減、見直しを検討しております。これらが実施されますと、地方は補助金と地方交付税の削減により、歳出の抑制を余儀なくされます。また、税源移譲を進めたいという総務省と、それに否定的な財務省との対立、各種補助金の削減に消極的な各省庁の批判、地方自治体からは地方の切り捨てにつながるなどの批判が出ております。

そのような中、今後の地方財政、分権政策動向は不透明過ぎると思わざるを得ません。そして、横嶋議員の言う交付税の関係ですけれども、先ほどから言っておりますように 666 兆円の借金あることは事実であります。それを、国の言いなりのということでもありますけれども、私たちは 20 億円からの交付税いただいて、そしてその中でそれが現にまた借金が借金を生むということを考えた場合に、財政の効率化というのは、これは避けては通れないんじゃないかなと。7 市町村の合併ということは、その 1 つの方法としてあるということで、これは別に決定するとか、先ほど言いましたけれども、検討段階ということ踏まえた中で大いに勉強する議題じゃないかなと考えております。

議長（簾田国広君） 横嶋隆二君。

12 番（横嶋隆二君） もうちょっとかみ合った議論をしたかったんですけれども、繰り返し、これまでの地方交付税の問題を出したことがありますけれども、20 億円、別に国からもらっているわけではないんですね。今なぜこれを出したかということ、過去の平衡交付金制度が

ら地方交付税になった問題、これはもうシャープ勧告、もと国の中での、自治体の基準をやっていくためにどうするかということで、旧自治省の役人が言っている言葉を引用したのは、国からもらっているお金ではないと。自治体固有の財源だということは、改めてこれは客観的なことなんで確認をしておきたい。そういう立場が、地方自治体の首長にはやはり必要だ。

合併の問題で政府が言っているからというよりは、こうした背景には経団連の意向が強く働いている。そういう点で言うと経済団体連合会からことしの4月4日にも地方分権改革についての提言出されている。まさに、これをそのまま国民の実態を見ないでやっているのが、今の市町村合併の推進であるということで、ここには、本当に嚴重な目を見張って進めていただきたい、臨んでいただきたい、合併を進めるということではなくて。

この項で、
、
と書いてありますけれども、以前の議会で合併しない宣言の矢祭町が紹介されました。先ほども別な自治体、青森県の紹介されましたけれども、全国でも、広島、あるいは埼玉上尾等々、幾つもこういう自治体が生まれてきております。産業団体連絡会が行った群馬県の上野村の村長は、合併推進は民主主義を後退させるものだということを主張している。また、山梨県の早川町の言葉をちょっと引用させていただきますけれども、これは市町村合併に関する早川町の考えということで、合併のテクに乗らないということでありませう。これ以上、自治面積が拡大され、他町村に包含されながら、広域合併にくみしていくことは、住民に最も身近な基礎自治体としての限界をはるかに越える内容に達すると判断し、現自治を基本とする独自路線を引き続き推進し、どこの町村とも合併せず地域を守るまちづくりを進めていく努力をしたい。最後に、憲法で保障されている地方自治の本旨を守り発展させ、身近で住民の行政需要に十分こたえる努力を重ね、新時代の山村の果たすべき役割を再確認して、町民一丸となって早川町を守っていく単独路線を町と議会は考えるということで、ことしの3月に町と議会連名でこういう考えを発表しております。これ人口の2,000人未満の町で、条件はさまざまで違いありますが、こういう見識を示している町もあるということで、参考にしていただきたいというふうに思います。

次に、精神障害者の支援についてであります。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部改正をする法律によって、精神障害者の生活支援が保健所からの今までの移管事務、通院医療に公費負担事務、精神障害者保健福祉手帳の申請窓口の受付に加えて、在宅福祉サービスの提供体制を整備、福祉的な相談を担うほか、市町村を基盤としたケア体制の確立が新たな事務になってきています。

現在、賀茂の町村の中の精神障害者の親の会であるあしたば会が授産所を建設して、子供

たちの権利を伸ばしていこうという運動をしておりますが、授産所建設のためにバザーなどを行っております。こうした点で、役場担当の方では支援についてどのような検討をされているのか。これは全体の障害者の問題も含めて、それに対する考えがあればお答えしていただきたい。

議長（簾田国広君） 町長。

町長（岩田 篤君） 授産施設建設に対する対応ということでございますけれども、精神障害者保護団体、あしたばの会が授産所施設の開設に向けて、伊豆建設福祉センター担当課の指導のもと、該当市町に働きかけをしております。ハートフル伊豆プラン21賀茂郡障害者計画の中に、平成14年度までに精神障害者通所授産施設、精神障害者共同作業所を2カ所設置することになっておりますので、伊豆圏域の問題として取り上げていくことになるかと考えております。しかし、心身障害者小規模授産所、作業所につきましては、東伊豆に1カ所、河津町に1カ所、下田市に1カ所、西伊豆地区に3町村で1カ所の小規模授産所、作業所があります。当南伊豆町には、これらの作業所がないため、精神障害者、知的障害者を含んだ、小規模作業所の開設も必要ではないかと存じますが、いずれにいたしましても、それぞれの障害者団体が運営母体となり、自治体が側面から支援していくということになりますので、あしたばの会の動向をこれからも注意深く見守っていきたいと考えております。

議長（簾田国広君） 横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 担当にお聞きしますが、現時点での施設、授産所建設のための現状制度は、施設建設、それと運営、援助ですね。現状ではどの程度の援助ができるのか、財政的な面でお答えしていただきたい。

議長（簾田国広君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 土屋 敬君登壇〕

健康福祉課長（土屋 敬君） 授産所施設につきましては、県費補助がありまして、施設を規模によってA型、B型ということであるんですけれども、我々の方で一応調べた結果、B型が望ましいだろうということで、県の補助金につきましては鉄筋コンクリート、あるいはまた木造ですと2,577万5,000円が限度額であるということになっております。

それで、賀茂地区のそういう授産所施設等につきましては、この県費を除いた分が若干そういう団体の自己資金がありますけれども、ほとんどが、除いた残りを町で補助をしているのが実態であります。それとまた運営補助につきましても、694万5,000円が限度になっております。その残りの部分を各町村で運営費に補助をしているということですので、万が

一南伊豆、今、あしたばの会の場合にはどこへできるかちょっとわかりませんが、あしたばの会とまた別に賀茂圏域の東海岸地区、東伊豆から南伊豆までを含めた以外の南伊豆だけのものをつくった場合には、そういったような補助もしなきゃならないだろう。先ほど町長申しあげました、このハートフル伊豆プラン21の中でやった場合には、運営費補助もそういった東伊豆、河津、下田、南伊豆町の4市町で負担していくというようなことになるかと思えますけれども、まだその辺は具体的に出ておりませんので、ちょっとわかりません。以上です。

議長（簾田国広君） 横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 精神障害以外のところとも協議をしてということでもありますけれども、これは具体的には精神障害の方が動いているという点で、一緒になってこちらが援助する、そういう考えはありますか。調整をするということ。

議長（簾田国広君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（土屋 敬君） 今、在宅でいます知的障害者というのは若干少ないということで、小規模授産所、作業所ということになりますと、非常にそれだけでは数名の通所者になるかと思えます。そういった中でいきますと、非常に運営上難しい面があるかと思うんですけれども、今岐阜県の担当の方とも話ししたところ、これからのそういう作業所につきましては、精神あるいはまた知的、両方あわせたものの作業所を建設してもよろしいということになりつつあるという話ですので、特に南伊豆の精神を持っている在宅の方々、そういった作業所を欲しいよということで南伊豆につくるのであれば、知的とあわせたものを検討する必要があるかと、このように思います。またその場合には、そういうそれぞれの団体、南伊豆には、手をつなぐ親の会——これ知的障害者の親の会なんですけれどもありますが、そういった方々等々はぜひそういうものをやりたい、自分たちはどうしてもやりたいんだよということで来た場合には、やはりそれなりのものを援助して検討するようやらなければならないんじゃないか。それには担当課としてはそう考えております。

議長（簾田国広君） 横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） ぜひ、これこちらからも歩み寄って、かつて知的障害の授産所の問題も上がったわけでもありますので、行政側も積極的に対応していただきたいと思えます。

あわせて、精神障害者の地位向上啓蒙活動、相談窓口の開設ということもありますけれども、やはり、日本の精神障害者に対するいわゆる国民認識、医学の面でも欧米と比べると、精神障害の分類、医学面でも著しく日本の場合まだ少ないと。また、啓蒙の点ではものすごく

い努力が必要だということでもあります。普及啓発、精神障害と精神障害者に対する正しい認識の普及、これは偏見をなくすための一大イベントなども、あるいは中学、高校での福祉教育の推進、あるいは民生委員、保護司の研修などもぜひすべきではないかと、これは実際にやっているところがあります。そうしたことによって、地域の中に、本当に飛び込んでいける、認識も改めていけるということができると思うんです。また、精神障害者相談の窓口。これは、なかなかいろいろな問題が起こっても泣き寝入りしてしまうことがある。これは非常に深刻な人権問題が寄せられています、なかなか本当にそういう問題も公というか、できない。こういう問題を本当に解決していくことなしには、法律事務が町村におりてきても何にもなりません。そうした点で、市民の相談窓口の開設の用意はあるのか。あるいはしているのかもしれませんが、この2点について答弁していただけますか。

議長（簾田国広君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（土屋 敬君） 今の、確かに我々はどうしてもそういった精神障害者等々につきましの偏見が、目で見える部分もあるんですけども、やはり今おっしゃったように、そういったそういう方々に対する対応、一般人に対して啓蒙をする必要があるかと思えますし、やはりこれについては非常に難しい問題ですので、担当課だけでやるというわけにはなかなかいきませんので、いろいろな民生委員さん、あるいは県、それとか医療機関等々の方とネットワークづくりをしていかなければ、今後難しいんじゃないのかなと、このように考えております。

それと、相談窓口ですけれども、今はこれ専門の職員がおりませんで、保健師が対応することになっております。今後は、ケアマネジャー等々が作成する中で、まだそういった研修会等ありませんけれども、そういったものがあつた折にはどしどし参加させて、なるべく町で保健師の方が相談、主としてやっていきたいと。それとまたどうしても、南伊豆の相当障害者がありますので、やっぱり専門職等々を今後養成していく必要があるんじゃないか。そのように私は考えます。

議長（簾田国広君） 横嶋君に申し上げます。あと6分ありますから。12時6分までです。

12番（横嶋隆二君） ぜひ、対応してほしいと思います。社会福祉協議会とも連携してやっていただきたいということで、以前委員会でも言ったかと思えますけれども、南伊豆町は南伊豆病院で、審議会の施設披露パーティーでも地域に開かれた病院にしたい、そういうことも理事長が言われていました。そういう点では、該当の病院、医療施設があるということで、町もこれは踏み込んだ対応をしていただきたい。相談に関しては、今、保健師、あるい

は専門の検討したいということでもありますけれども、いろいろな問題があります。町ももちろん顧問弁護士等々いますから、そういう点での対応も機敏に対応するようなことを今後いろいろな形の問題に対応できる、いわゆる普通の障害者、健常の方にも権利が制限されている。なかなかサービスが受けられないという面があります。そうした中で、精神障害者の面は特に遅れているということ、自覚を持ってやっていただきたいというふうなことであります。

もう一つ、最後に共立湊病院の運営姿勢についてであります。

2番目の医療廃棄物の問題は割愛して、特別措置法による支援後の湊病院組合運営の基本姿勢について。移譲後、この10月で5年を迎えます。委託契約、来年委託契約の更新の時期を迎えますけれども、委託そのもののあり方、それと医療の面での踏まえる点を質問します。

私は、今の町長の前の町長の段階で委託契約が結ばれたわけでありまして。契約内容そのものは、議会にはこれは報告されないでやられて、首長管理者のみの責任ということであったわけですが、私、委託契約の中で、これまで運営協議会の中で減価償却等々の問題でも協議をされて、若干改善されたという問題があります。しかし、やはりもっと考えていただきたいというのは、運営された病院が赤字だったら困るということ、特措法では赤字、その場合には半分補てんするということがありました。しかし実際には、これは地域医療振興協会の努力も認めるところでありますけれども、病院会計では、これは10年度から見ますと、医療利益で6,900万円の法人税を納めて、なおかつそうした中で10年度は公債費が1,050万円、寄附金300万円、本部上納金が600万円、そういうお金がほとんど簿書丸投げに近い状態で減価償却もとらないで、医業収益を上げて委託をされている。平成11年度は、公債費は772万円、本部上納金が同じく600万円で、法人税は8,000万円ですか。12年度、これが公債費が554万円、本部上納金は今年1,972万円になっている。法人税は6,500万円。

私は、病院が赤字では大変だけれども、こうした中身で、一方では病院の患者にとって大事な給食等々の問題で不当な労働問題があるとか、あるいは医療の内容の面では、本当に湊病院で命が助かるのか、峠を越えなければならないんじゃないかという、そういう問題が出ています。町長、盲腸だということですからすぐ開腹してください、手術をしてもらえということ、紹介状をもらっていた患者が10日間通いで放置をされて、あげくの果ては11日後に伊東の病院へ行って開腹をして、腹膜炎を起こし、今も後遺症で苦しんでいる。命が助かったのが不思議だ。そういう点で、ぜひ運営協議会、この契約更新の際には医療問題に関しての

踏み込みもすべきだ。その際に、病院の中に患者の声の設置ポストがあるけれども、当初は提案した議員から聞いたら、組合扱いでこれを受けとめてやると。病院運営に生かすということであれば、この問題、住民に満足度調査も含めて、ポストだけではなくて病院の運営、中身について調査をしてほしい。そうした上で、更新に当たっていただきたいというふうに思いますが、管理者としていかがですか。

議長（簾田国広君） 町長。

町長（岩田 篤君） 共立湊病院は、伊豆地域の中核病院として、地域医療に重要な役割を果たしています。そして、経過以来5年を経過し、今は黒字となっております。そういうことを踏まえた中で、この地域医療振興協会と管理委託契約は来年度見直しやるわけです。そして、委員会これから皆様方の要望等々を私も伺っております。これを踏まえた中で、管理者とするならば、病院の再建ということが新しくする部分についての、町民の方々に迷惑をかけないということを前提に、委託契約をもう一度原点に帰りながら見直していきたい。そして、病院の方でもそういう地域の方々の要望についても、改めて運営委員会の中で協議するつもりでございます。

議長（簾田国広君） 時間になりましたので、横嶋君の質問を終わります。

それでは、昼食のため1時まで休憩いたします。

(午後 0時07分)

議長（簾田国広君） 休憩を閉じ、再開いたします。

(午後 1時00分)

梅 本 和 熙 君

議長（簾田国広君） 4番議員、梅本和熙君の質問を許可いたします。

〔4番 梅本和熙君登壇〕

4番（梅本和熙君） 通告に従い質問いたします。

このエコマナーという言葉は前にも質問したもので、幾らか皆さん記憶にあると思いますが、本当に聞きなれない言葉で、これは前の平成11年12月の定例会で、一般質問でボランティアとNPOの活用についてで紹介いたしました。現在、東京大学の大学院の客員教授である加藤敏春氏が、通産省の官僚時代に提唱したものであり、環境、介護、福祉、コミュニティ、文化に関する多様でソフトな情報を媒介する21世紀のマナーのことだそうです、と紹介

しております。これは、いずれまちづくりのキーポイントになる言葉であるから、ぜひ調査研究をしていただきたい。このようにボランティアとNPOに関連させて、質問のときにしたつもりです。そして、特にそれ以後、町の方でエコマネーのことについて研究しているという話は聞いていませんが、ぜひ研究していただきたい。

静岡県では、昨年11月からことし3月まで、県職員とNPOなどのボランティア活動を通じた交流の機会をつくるために、エコマネーパレットを試験導入したことは、もう皆さんご存じのことと思います。6月14日の静岡新聞では、まだ十分に活用されていないような報道がありましたが、初期段階での実験であり、今後に期待したいと思っています。

ここで少し詳しくエコマネーのことを紹介したいと思います。

語源は、加藤氏が提唱する21世紀の新しい社会であるコミュニティ、エコミニティで使用するお金をエコミニティマネーと略してエコマネーというのだそうでございます。加藤氏が提唱する21世紀の新しい社会であるエコミニティとは、経済のエコノミー、自然のエコロジー、地域社会のコミュニティをあわせた造語だそうでございます。

エコマネーの特徴は、第1に、お金ではあrawせないボランティア活動や助け合いなどを評価し、それらを交換する。第2に、コミュニティの住民が発行する貨幣であり、利息はつかない。第3に、エコマネー自体に価値が生まれないようにするために、貨幣と交換レートは持たないというのが特徴だそうでございます。

ここで、全世界では約1,500あると言われる地域通貨とエコマネーの差異を述べてみたいと思います。

地域通貨というのは、最も多い形態ではドルやポンドのような国民通貨にかわり、地域だけで通用する置きかえ型です。我が国でも江戸時代には、地域通貨としての藩札がありました。これに対し、エコマネーはお金ではあrawせないボランティア活動や助け合いなどを評価するのに適しており、ボランティア経済という新しい概念を創生する価値創造型だそうでございます。どちらにしても、私の独断ですが、エコマネーというのは地域通貨の一種ではないかなと、このように考えております。置きかえ型の地域通貨と価値創造型のエコマネーを組み合わせる地域活性化を図るのも面白いのではないかと思います。そして、さらに電子マネーとドッキングさせることにより、新しい21世紀の貨幣ができるのではないかと思います。

加藤氏の言葉によれば、21世紀の貨幣中心の経済はいずれは行き詰まると。巨額な財政赤字の中で、未曾有の高齢化社会が既に目の前に来ています。そのような時代背景の中で、全

国の自治体が厳しい財政難のもとで、ごみ処理や福祉や介護、教育等の行政サービスを強いられているのが現状です。そこで、地域住民の力をかりて、新しい社会の枠組みをつくる必要性があり、エコマネーがこうした活動の媒体として有効であると述べています。町長がよくボランティアでまちづくりをしたいということを言われたわけですが、それに非常に共通した考え方だとは思いますが。

次に、エコマネーはどのような用途に使用するのか、紹介したいと思います。

ボランティア経済の中で、住民の相互扶助による介護サービス、町の掃除、パソコンの指導、そば打ちの伝授、将棋、囲碁の相手、買い物の手伝い、病院への送迎、イベントへの協力、手伝い等、介護、環境、まちづくり、教育、人々の交流など、地域特性を生かした助け合いの活動に利用するのだそうでございます。

運用システムについてはお話しいたしますが、運用は大体5人から10人程度の人で運営団体をつくり、ボランティアの提供者と依頼者を仲介する連絡員をつくり、助け合いをしたときにエコマネーを渡す。例えば、桜まつりで手伝いをしたら、ボランティアの人に銀の湯の入浴券をエコマネーとして渡すというようなことが考えられます。先日行われた海中クリーン作戦でも、参加者に銀の湯の入浴券が配られたそうですが、これも一種のエコマネーの使い方ではないかなと、このように考えます。このようなことをもっと組織的に、統一的に計画、運用することを研究することが、地域経済の活性化、地域の活性化につながるのではないのでしょうか。

具体的な例を紹介いたしますと、兵庫県の宝塚市の少年野球のメンバーが、全員で河川のごみを拾い、そして宝塚市のエコマネーであるツカをもらったそうです。地域に住むプロ野球の阪神タイガースの元監督で、中村勝広氏に野球のコーチを依頼したら、快くコーチを引き受けてくれたそうです。子供たちに対する環境教育とスポーツ振興がうまくドッキング、融和し、新しい地域社会のコミュニケーションを生み出したすばらしい例でございます。

現在、全国で60カ所以上の地域がエコマネーを導入、実験しているそうです。最初に導入した北海道の栗山町のクリニア、先ほど紹介しました兵庫県の宝塚市のツカ、静岡県のパレッツ等があります。エコマネーの具体的な運用方法は、加藤氏が主催するNPOエコマネーネットワークのアドバイスを受けるのが最適ではないのでしょうか。

以上、エコマネーについて質問、要旨に書いたとおり、どのように考えているのか。また、町の活性化のためにエコマネーを研究、活用する気はないかを質問いたします。

議長（簾田国広君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 大変ありがたい提言、ありがとうございます。エコマネーについて前に質問があったんですけれども、勉強不足ということで、改めて答弁させていただきます。

エコマネー、地域通貨は1990年代に登場し、世界で 2,500から 3,000余が活用し、日本では1997年東京大学大学院客員教授の加藤先生が提唱され、こちらの資料によると 100を超える地域で導入され、さらに拡大していると言っております。環境白書、そして国民生活白書など、政府の文書においても取り上げられ、NHKの「クローズアップ現代」など、テレビ、ラジオ、新聞でも大きく報道されているところであります。

現代社会は、我々に豊かさをもたらしましたが、反面、大量生産、大量消費、大量廃棄志向の構造が、環境問題、エネルギー問題や食料問題をもたらし、会社中心主義で推移してきた結果、生活基盤としてのコミュニティの崩壊、従来の権威、安心などへの不信、雇用問題の深刻化や、少子高齢化の進展に伴い、生産人口の高齢化、リストラに伴う中高年の生きがい創造などが必要となり、個人、地域、ボランティア、文化など、新たな価値観への対応が必要と存じます。

このような現代社会におきまして、循環型社会、交流型社会などの構築を模索したときに、エコマネーの考えは重要な示唆を含んでいると考えております。

町の活性化のためにエコマネーということでございますけれども、エコマネーの研究渦中ではありますが、従来のスタンプ制度、シール制度がとかく一方通行に陥っている傾向がありました。導入の 100地域での実例を見ますと、介護、福祉、教育、環境、まちづくりなど、様々なコミュニティサービスが可能と考えられます。エコマネー制度の構築には、ボランティア、NPO等の運営団体、活動する人、活動してもらう人の三位一体の共同作業が不可欠でありますので、今後、導入実施時期の研究、南伊豆町での可能性の研究を行っていきたいと考えています。

議長（簾田国広君） 梅本和熙君。

4番（梅本和熙君） 町長、前も質問しましたけれども、ボランティアとNPOとの関係で、このエコマネーのことを。それで、確かにボランティア、ただボランティアとなると、また、実際無償で行われるのが本来でしょうけれども、なかなか無償だといろいろ皆さんから不満が出ると。そういう中で、前の平成11年の12月に質問したきに、エコマネーをとということを書いたわけなんですけれども、今は、そしてまた調査研究すると、こういう発言が町長からあったわけなんですけれども、静岡県みたいに行政がものすごくかかわってエコマネーを推進してい

くという方向性もあるわけです。住民が自主的にやる場合と、行政がかかわってくる場合があると。そして、やはり行政がかかわる中で一つの立ち上げをしていくと、いいものができるようになってくるのではないかなと。ということは、やはり民間に研究しろと言っても、なかなか時間とか、そういう資料とか、そういうものを集めることができない。そういう中で、ぜひ行政側からもっと具体的な提案を出していただきたいなと、こういうふうに思っているわけです。

できれば私は、例えばそういう民間の中でエコマネーの組織体をつくりたいという組織体があったら、銀の湯の券を 100枚でも 200枚でも、その団体に渡して、できれば完全なエコマネーでなくて、さっき言った互換性のある地域通貨と同じような感じのものとして使っていく研究をさせるのもいいのではないかなと思いますけれども、そういう具体的な話になってくると、どうですかね。

議長（簾田国広君） 町長。

町長（岩田 篤君） 本当に今の提言、確かにありがたいなと感じております。

私も、町長就任以来、南伊豆町のこの自然環境ということ考えたときに、ボランティアということを実際に立ち上げたいなと。これ実際に、なぜこうやって地区懇談会をこまめにやるのかというと、そういうボランティアをやる場合には、行政と町民の信頼関係がまず基本じゃないかな。そういうために、私は地区懇談会を精力的にやっているわけです。そしてそういう南伊豆町の人間性だとかそういうことを把握した中で、本当に純粹のボランティアというのは難しいというのが最近の一つの考えになっています。ということは、例えば、都会の人が定年退職すると、することがない。一方的かもしれないけれども、そういう考えがあるし、そうするとボランティアとかNPO。ところが、南伊豆町の場合考えてきた場合に土地がある、それですばらしい海だとか、田畑とか、そういうことを考えたときに、ボランティア自身を単独で立ち上げるのは本当に難しいなというのを、私最近考えつつあります。

そういうことを踏まえた中で、ぜひこれからもそういうエコマネー的なこと、そしてある面では行政が指導してやっていかなければ、町のボランティアは成り立たないんじゃないかなというの、正直言って考えていますもので、それを基本にこれから、例えば環境問題、水をテーマにした環境問題とか、そういうことを踏まえた中で私は一つの方向づけとしてやっていきたいなと考えております。今、いろいろ行政の面がありますもので、今すぐというわけにはいきませんが、ともかくそういう考えには基本的に賛成しております。

議長（簾田国広君） 梅本和熙君。

4番（梅本和隆君） ありがとうございます。

ぜひ、民間の方からそういう形でエコマネーの研究をしたいとか、そういう団体があって、行政側にアプローチがあった場合は、積極的に協力をしてあげてもらいたいと。そして、月間の「環境自治体」という本があるんですけども、この本の中にエコマネーの魅力とか、それといろいろ資料がこのごろエコマネーのことも出てくるようになりました。これは静岡県のパレットですね。だけれども、これは静岡県もまだ始めたばかりで、それほどすばらしい成果が出ていないみたいですけども、その地域特性にあったエコマネーを研究していく、つくり上げていくというのは非常にまちづくりとして面白いんじゃないかなと。このように提言いたしまして、私の質問を終わります。

次に、合併の問題に移りたいと思います。

先ほどから、合併の問題がいろいろと一般質問の中に出てきております。非常に合併問題が先ほどの質問の中にありましたように、報道でも取り上げられるようになり、議論の俎上に上がってきたな、やっとそういう時が来たのかなという感がいたします。

私たちが、賀茂地区の市町村合併を勉強する議員の会を平成12年10月19日に設立してから、既に1年8カ月が経過いたしました。いろいろ皆さん、勉強しろしろって言ってきたんですけども、私たち一生懸命1年8カ月やってきたつもりでいます。その期間に、賀茂地区の1市6町村の財政状況等を含む行政課題、各市町村の助役、担当職員から講演を受けて、そして市町村合併に対する問題点を研究、勉強をさせていただきました。

当町でも、昨年12月1日に飯田助役を初めとする担当職員から、いろいろと財政状況等を含む行政課題の講演を受けました。そのような7市町村回った結果として、私たちは、少子高齢化時代の到来の中、福祉政策、介護保険、最終処分場等の環境政策、教育問題等、いろいろと行政ニーズが山積するであろう時代背景から、財政は逼迫し、その上、国は交付税を削減し、さらには財源移譲を伴わない地方への権限移譲を考えたときに、市町村合併は避けて通れないとの結論に達しました。

また、勉強会設立当初は賀茂地区7市町村の合併は無理との考えが議員の中でも多数を占めていましたが、ここに来て、多くの方が、7市町村の合併でなければ意味がないのではないかと、そして必要ではないかというような意見に変わってきております。

新生南伊豆町が誕生したのも、南賀6カ村が小異を捨てて大同に立ち合併したことによるものです。新生南伊豆町が誕生したことにより、誕生当時は多少の不便さはあったでしょうが、合併のデメリットとしてよく言われる、先ほども一般質問の中にありましたが、役場が

なくなり、役場が遠くなり、日常非常に不便になったというようなことがあったでしょうか。多少はそれはあるのではないかと思います。それよりも道路や橋、上水道の整備、公民館等の社会的資本が整備されて、南賀6カ村の経済交流により、今日の南伊豆町があると考えべきではないでしょうか。もし、南賀6カ村が合併しなかった場合に、今日のような道路や橋、上水道の整備等の社会資本の整備ができたでしょうか。

当時、静岡県知事サイトウトシオ殿に申請した昭和30年6月15日付賀茂郡南中村、南上村、三坂村、三浜村、竹麻村、南崎村を廃して、その区域をもって南伊豆町を置くことについての申請書に、町村合併を必要とする理由の項目があります。読ませていただきます。

「時代の要請にこたえて、地方財政の強化と規模の適正化による地方自治体の基盤を確立し、その組織及び運営を合理的かつ能率的とし、住民の福祉増進と地域の発展を図ろうとするものであって、南中村、南上村、三坂村、三浜村、竹麻村、南崎村の6カ村は、従来よりすべて地域行政の一体性を図ってきたのである。だが、各村とも地方自治体行政による財政の充足は、年とともに憂慮される状態であって、ここに町村合併促進法の公布に際して、各面に交流のある6カ村の一体化により、自治体の強化と財政難を打開せんとするものである」とあります。

ちなみに、当時の6カ村長は、南中村は青木力之助、南上村が山田知機男、三坂村が外岡和平治、三浜村が飯田弘、竹麻村が鈴木政之、南崎村が鈴木兼一郎の各氏です。

話は変わりますが、近隣の天城湯ヶ島町では、議会が町村合併調査特別委員会の設置を議員提案して可決しました。また、修善寺町議会は既に委員会を設置し、中伊豆町議会も6月定例会中に設置を予定しているそうです。天城湯ヶ島町長は6月定例会の行政報告で、「町村合併は平成17年3月末の特例期限を間近に控え、期限までに合併することを基本として意見統一がされたと報告したそうです。また、河津町の櫻井町長は議員の一般質問に、平成17年3月の合併特例法期限に延長がないという状況下にある。地方分権法でも財源移譲がなく、税収も年々減少し、さらに国は地方交付税を削減する方向にある。真剣に将来を考えなければならない。町民に啓発してメリット、デメリットを考えてもらいたい。私としては、1市6町村が伊豆市という方向で立ち上げることがメリットがあると思う。しかし、これは強制するつもりはない。最終的には町民に判断してもらいたいと述べたそうです。また、賀茂村の山本村長は、3期目の町村運営の抱負として賀茂地区7市町村か松崎、西伊豆町、両町との合併を平成17年3月までに実現したいとの姿勢を明示したそうです。その上で、私の任期は合併までの約3年。その間に合併後の地域性を維持できるような体制づくり。暮らしやす

い環境づくりを進めなければならないと、合併を見据えた拠点整備の必要性を語ったそうです。

いろいろと先ほども合併に関する質問はありました。そのような中で、私の質問は少々合併を推進という方向での質問になるわけですが、これは住民の考え方を無視してという意味ではないので、そのことだけは間違わないで聞いておいてください。

まず、私の本来の質問ですけれども、7市町村の助役を中心とした賀茂地区合併問題調査検討会が本年5月29日に首長会に報告した賀茂地区合併問題現況調査基礎調査報告書、基礎資料編について、どのように町長は感じたのか、お聞かせを願いたいと思います。また、基礎資料編以外に報告はなかったのかをお聞かせ願いたい。

次に、賀茂地区1市6町村の首長会で組織した賀茂地区合併問題検討委員会の初会合が同日行われ、会合後の記者会見で、下田市長と河津町長が1市6町村による合併の方向で検討を進めると語り、その内容は、合併特例法の期限以内に1市6町村の合併を目指すことを確認、その上で、ことし12月をめどに合併の方向性を打ち出し、年度内に法定の合併協議会を設立したい意向だと報道されましたが、このほかにどのような内容の話があったのか。また、新聞報道の内容について町長はどのように考えているのか、お聞かせ願いたい。

さらに、町長自身の合併に対する認識、特に合併特例法の期限と合併の範囲、組み合わせについての認識をお聞かせ願いたい。

最後に、国の第27次地方制度調査会の合併から取り残される自治体、いわゆる小規模自治体のあり方や見直しの中に、近隣市町村、周辺都市が事務の一部を担う水平補完や、都道府県が事務を担う垂直補完も検討されている、このような検討が既に始まっているというようなことが報道されておりますが、このことについてどのように認識をされているのか、町長の認識をお聞かせ願いたいと思います。

議長（簾田国広君） 町長。

町長（岩田 篤君） 最初に、賀茂地区合併問題調査検討会の調査報告書についてですけれども、一通り読ませていただきました。その中において、合併のメリット、デメリット、本当に多々あります。

私は、本当に南伊豆町ということ考えたときに、合併というのが、今でも伊豆半島の最南端ということによって、同じ目を見る可能性もあるし、現に東伊豆の方の場合、要するに選択肢がたくさんあるようだとか、本当に難しいなというのが私の本当に忌憚のない意見です。でも、そのためには、櫻井さんじゃないですけれども、やはり町民とのコンセンサスも

とりながら、本当に慎重に進めなければということがあります。そして私も今、地区懇談会等々やっておりますけれども、今度6月、7月、8月に合併の広報が出るよと。そして、皆さん今まで目を背けていたかもしれないけれども、そういう情報については重々見てくださいと、そういうことを私はうたっております。そして、この合併のメリット、行財政の効率化、そしてサービスの高度化、多様化、本当にいい、ある意味ではこれからの先ほども言いました日本の存続にかかわるような借金ということがある中で、やはりある面では妥協点を探さなければいけないのかなという気がしております。

しかし、その妥協点も全体が納得できる妥協点。ですから、先ほどちょっと最後の質問になるかと思っておりますけれども、やはり一つのメリットとして、行財政改革がある面ではうたわれている以上、財政の効率化ということも考えなければいけないのかな。そのためには、7つのそういう意向は首長会においては優先すべきという判断だったと思います。そして、賀茂地区合併問題検討会の初会合でどのような話がなされたかということ、具体的に、つくしの問題等々30分、ちょっと時間が食いましたもので、賀茂地区合併問題検討会については、ともかく7市町村一つでやろうと。そういうことでともかくその面では努力しよう、検討会を開こうということで話し合いました、今言ったような具体的な内容については、私たちはちょっとその場では話しされなかったです。

そして、先ほど言った町長自身の合併に関する認識というのは、本当に町民の本音と建前があるんでしょうけれども、ともかく、長い将来を考えたときに、いつこれを踏み切るかどうかということになると思います。そういう面で、町民との話し合いをして、議員の皆様方の努力、また行政も努力するつもりです。そういうことで、お互いに情報を公開しながら進めてくべきじゃないかなと、そう考えております。

そして、合併の範囲は、まだともかく今のところは7一つ一つということで、その辺で検討会を立ち上げていますから、その件についてはそれでご理解願いたいなと、こう考えております。

それと、合併の縦ですか。水平補完とか、垂直補完、正直言って、この平成13年11月19日の第1回の総会が内閣総理大臣官邸で開かれ、28名の委員の中から会長に太平洋セメントの相談役モロイさんがなってということでもありますけれども、まだ具体的に、この中にいろいろ書いてありますけれども、そこまで私たちは勉強していないというより、話題になっていないのが事実でございます。ですから、そういうことを踏まえた中で、資料もありますから、それをこれからはしやらなかった場合とか、今はそういうことを想定していません。ですか

ら、7つ一つということで想定していますから、ここまでは突っ込んだ勉強は開いておりませんけれども、町民がということになった場合には、これは重々検討しなければいけないのかな。そう考えております。

議長（簾田国広君） 梅本和熙君。

4番（梅本和熙君） 町長、今まで答弁いただいていた、先ほどからの一般質問者に対する答弁の中でもいろいろ町長言われているわけですが、これは町長としては、南伊豆町の町長個人の意見として、例えば町村合併は自分は推進する立場で物事を考えているとか、そのような形の発言はちょっとできないですか。

例えば、河津の町長は7市町村の合併1市6町村が伊豆市という方向で立ち上げることがメリットがあるのではないかと。このように発言をもう既にされている。そして、賀茂村の村長もやはり、7市町村で実現をしたい。そして、自分の任期が今選任されたばかりなのに、あと合併期限の17年の3月までだと。そのような自分の意志というか、リーダーとしての強い意志を表明しているわけですね。そして、その中で住民に委ねますよと、最終的な決断は住民が決めますよと、こういう発言をされているわけですが、町長としては、ちょっとまだもやもやした発言になっているのかなという感じがするんですよ。それで、首長会の中で、7市町村でやりたいという話があったと。そういう方向で町長も考えているんでしょうけれども、法定協議会ですね。これに関して町長はいつごろを考えているのか。これも1点答弁をお願いいたします。

議長（簾田国広君） 町長。

町長（岩田 篤君） 首長会の方の賀茂地区合併問題調査検討会のフロー図によりますと、平成15年12月28日にということ立ち上げると、一応予定はなっております。これから、この24日に助役会議。

〔「14年の12月ですか」と言う人あり〕

町長（岩田 篤君） いやいや、15年の、これは合併問題検討協議会の任意協議会の設置。

〔「法定協議会」と言う人あり〕

町長（岩田 篤君） 法定協議会は、一応このフロー図によると15年12月28日に立ち上げようということになっております。

それから、24日に助役会、そして課長会にも具体的に28日ですか。それから、種々進行していく予定でございます。

議長（簾田国広君） 梅本和熙君。

4番（梅本和熙君） 先ほどの質問の中にもありましたけれども、例えば合併の方、17年の3月を見据えてする場合に、逆算していくといつでしたか。14年度中くらいに立ち上げないと、22カ月の検討期間が、いわゆる法定協議会を立ち上げての検討期間だと思いますけれども、それができないと。そういう流れの中で15年の12月というのはちょっと時間的に遅れてくるんじゃないかなと思うんですけれども。

〔「3月31日に」と言う人あり〕

4番（梅本和熙君） 15年の3月31日ですか。じゃ今年度ということですね、町長。

議長（簾田国広君） 町長。

町長（岩田 篤君） 一応、合併問題検討協議会の設置ということで、このフロー図によりまして平成15年12月28日になっております。

議長（簾田国広君） 梅本和熙君。

4番（梅本和熙君） 法定協議会の設置が15年の12月までにとということですか。

議長（簾田国広君） 助役。

〔助役 飯田千加夫君 登壇〕

助役（飯田千加夫君） それではわかりまして、ご質問の法定協議会の設定、それから17年の3月に間に合うのかということについてですけれども、この助役会につきましては、委員会でのフロー図によりまして、15年12月28日に法定協議会ができて、スムーズにいくと、それまでももちろんスムーズに行って、これもスムーズに15年の12月に法定協議会ができた場合は、17年度の3月に間に合うんじゃないか。そういう想定のもとのことですので、時期的には何とかぎりぎりといえますか。

〔「15年の12月で」と言う人あり〕

助役（飯田千加夫君） ええ。時間がないんですけれども、うまくいったときは、どうなるかわかりませんが、17年の3月に間に合うだろうという想定のことです。

議長（簾田国広君） 梅本和熙君。

4番（梅本和熙君） いわゆる法定協議会を立ち上げたから、必ず合併しなければならないと、こういうわけではないと思うんですけれども、先ほどからも一般質問にありましたように、非常に重要な問題だと、議論しなくちゃいけない問題だと、そういう中で、公式な場で法定協議会を立ち上げる中で議論をしていく。これは非常に大事なことじゃないかなと思うわけです。そういうわけで、町長どうですか、早いうちに法定協議会設置の提案をされたらどうかと思いますけれども、15年の12月にやった場合にぎりぎりだと、時間的に。議論する

時間がない。議論する時間をうんと置くのであるなら、そういう形で早目の法定協議会の設置というのがいいと思うわけですが、どうでしょう。その辺町長どのように考えられますか。

議長（簾田国広君） 町長。

町長（岩田 篤君） 今のところ一応こうやって助役会、そして課長会議でそれを検討して案があるわけですから、それを今のところは尊重したいのと、以上、そういうふうに考えております。

議長（簾田国広君） 梅本和熙君。

4番（梅本和熙君） 助役会とか課長会議の言葉を尊重するというのは、15年の12月までにというようなものの考え方であるということですか。近隣市町村の動向を見ながらとか、そういうことですか。わかりました。

なるべく早いうちに立ち上げて、住民の議論を起こして、そしてその中で、住民がいろいろと判断するでしょうし、その中で新たな合併というものを最終的に議会もどうするか。合併しなくちゃならないのか。していかなくちゃいけないのか。する必要がないのかという判断をしなくちゃいけない。そういう意味で、もっと早いうちの合併協議会がいいのと、僕は思いますもので、ぜひその方向で考えてもらいたいと。

それと、先ほど言いました小規模自治体論なんですけれども、これについてももう少し詳しく何か情報があったら、だれか、担当課長でもお話しをいただきたいと思います。

議長（簾田国広君） 企画調整課長。

〔企画調整課長 谷 正君登壇〕

企画調整課長（谷 正君） 今の町長の答弁の中にもございましたけれども、第27地方制度調査会議の参加者の中にあって、小規模自治体、それから過疎の関係の町村という形で、たしか議論されていまして、それで、最近の経済財政諮問委員会ですか、あの中にも何か基礎的自治体というか、そういう言葉が出てきまして、その中で垂直補完ということで先ほど、お話しした縦の補完ということで、静岡県の場合ですと静岡県が補完するという形となります。最近ですと、それを県も、また道州制にするとかしないとか、そのようなごちゃごちゃな議論もある……

〔「何ですか」と言う人あり〕

企画調整課長（谷 正君） 道州制の何か言葉として入ってきているものですから、ごちゃごちゃになっておりますが、小規模自治体という概念がまだはっきりしていないというの

が、人口で何人以下だとか、財政規模でどうだかというような、ちゃんとした概念がないということをおは認識しているんですが、その中で、仮に財政的だとか、そういう人口的だとかという形で、俗に言う小規模自治体と言われた場合は、それが合併したくてもできないような地域に残されたものとかということになりますと、住民生活最低の事務だけはそれに任せて、ほかのものについては水平補完だとか垂直補完で考えるというような形のものが現在議論されているというようなことで聞いております。

議長（簾田国広君） 梅本和熙君。

4番（梅本和熙君） こういう合併をしなかった、合併から取り残された自治体、いわゆる小規模の自治体が、例えば水平補完されたり、垂直補完される。これはまさに、地方自治の本旨にのっとらない形の、いわゆる自治権を剥奪されたような状況になるんじゃないかなと、僕はその議論の中にそういうものがあるんじゃないかなと予測をするわけですよ。例えば、財政難で財政再建団体になると、こういう状況になった自治体と同じような形での制限を受けてしまうんじゃないかなと。そういうような感じがするんですけども、その辺のところはどうですかね。

議長（簾田国広君） 企画調整課長。

企画調整課長（谷 正君） 自分の意思で合併をしない市町村とかというのは、それが小規模とかということではなくて、俗に言う概念として小規模自治体ということで、合併をしたいんだよという意思がありましても、日本では離島等の関係があるように聞いているんですが、そういう形でいきますと、具体的に私の方で書物を読んだ中ですと、戸籍だとか住民票の発行程度で、ほかのものは一つの例なんです、垂直補完で都道府県が補完するとか、それで大きい市がやるとかって、そこでそういう形で行政事務等の縮小を考えられるというような論議はされているような感じのことを認識しています。

議長（簾田国広君） 梅本和熙君。

4番（梅本和熙君） つい最近、この地域で言えば賀茂村がごみ焼却場、自分でやることにして建設したみたいだけれども、その前は、自分の賀茂村自体でやるのは非常に財政的にもメリットがないというか、デメリットばかり感じると。そういう中で、西伊豆と共同でやろうじゃないかというような話もあって、そういう形の中で、例えば、財政的に非常に厳しい状況が合併しなかった場合に出てきたときに、介護保険が、隣の町村に頼まなければならないとか、共同でやらなければならないとか、ごみの問題もそうでしょうし、非常に財政的に負担のかかる問題、こういうものに対して本当に今から南伊豆町がやっていけるのかなとい

うことに対する認識、だれか財政当局の方でもいいんですけども。

議長（簾田国広君） 総務課長。

〔総務課長 小島徳三君登壇〕

総務課長（小島徳三君） 先ほどの一般質問でも言ったんですが、今の現況で言いますと、地方交付税の財源はもう合併問題と別に考えても、国、地方とも財源不足になっておる中で、交付税が減らして優遇していくよりは、自治体が効率的な行政をみずからやっていかなければならないよということなんです。当然、町の財源がないということになりますと、経常経費の削減等、当然努力した中で、投資的経費、この辺の形が規模はどうしても小さくなってくるのではなからうかと思えます。恐らく、歳出の削減等も考えていかなければ、当然やっていけなくなる、そういった条件よりは、経済ばかりでなく環境とか、そういったことも一方では大事だよという考え方もあると思うんですが、財政的にはやっぱり縮小させていくしかないというふうに思います。

議長（簾田国広君） 梅本和熙君。

4番（梅本和熙君） 特に、介護保険の問題なんですけれども、今何とか介護保険というのは市町村で運営できているとは思いますが、数字的なものは私持っていないんですけれども、例えば、今後、介護保険が順調に運営していけるのかどうかを、健康福祉課長に例えば聞きたいなと思えます。

議長（簾田国広君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 土屋 敬君登壇〕

健康福祉課長（土屋 敬君） 今、来年度からの見直しをしております。それは、この4月、3月の介護報酬をもとにやりました。というのは、国の方では昨年の9月の数値をもとにということでやったんですけれども、そうなりますと、賀茂郡にできている施設、今度建てられた施設で施設入所の報酬だと少ないということで、非常に低い額におさまりました。そういうような関係で、昨年の12月に西伊豆に太陽の里ができ、この4月に松崎町にでき、ほぼこれでできて、あと河津町だけなんですけど、そういった中で、今この3月、4月の報酬をもとに推計をしております。

そうしますと、現行、約5段階に保険料を分けているんですが、これの中間が2,608円という、その額ですが、来年度の推計では、それが約100円程度下がるんじゃないかという、そういう数字になっております。といいますのは、介護保険というのは、医療と違って、入所する場合にはもう枠が決められているわけですので、今度賀茂郡下の中で、あと何人くら

いそういう施設が必要なのか。その枠によって、また若干伸びるかと思うんですが、今のところ、今現在の南伊豆の介護保険については、報酬と自己負担分の保険料というのは、本年度は非常にバランスよくいったということで考えております。ですから、現時点では何とかやりくりはできるじゃなからうかというふうに考えております。

議長（簾田国広君） 梅本和熙君。

4番（梅本和熙君） 高齢化がどんどん進展してきているわけで、ピークは2025年でしたか、なるわけですがけれども、それに向かって例えばやっぱり介護の需要はふえてくる。施設入所の希望とかそういうのはどんどんふえてくるんじゃないかと思うわけですがけれども、そういう流れの中で考えたときに、どうしても介護保険というのは将来パンクするんじゃないかというような感じがするんですけれども、そういう感覚は課長としてはないわけですか。

議長（簾田国広君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（土屋 敬君） これは、施設が際限なくできれば間違いなく、やがてパンクすると思います。しかし、賀茂地域で老健施設が何床、老人福祉施設が何床ということで数を決められるものですから、今正直言うとみなとの園の入所待ちが300人とか、あるいは南伊豆町の入所待ちが100人近くなっているかと思いますが、しかし、まだ我々も調査しておりませんけれども、今は南伊豆の人間が100人入所を希望している人間が、今100床できたよ、さあ、あなた方入れますかと言ったときに、100人申し込んであるにもかかわらず、100人は全員が入らないと思うんですよ。ですから、そういうことで何人が入るかとか、そういうところまで踏み込んだ調査はしてありませんけれども、やはり施設の数と、要するに訪問介護にしても、事業所がちょっと少ない面もあるものですから、そういった介護を必要なご家庭というのは、人間というのはふえるかと思うんですけれども、そこまで全員が受けたいときに受けられるかどうかというのは、その辺はちょっと疑問なところありますけれども、そういうことでは病院と違って、施設の入所の枠というのが決められるものですから、そのように病院医療保険とは違った伸びぐあいになるんじゃないのかなということで私は認識しております。

議長（簾田国広君） 梅本和熙君。

4番（梅本和熙君） どちらにしても、入所者、待機者が大分いると。そして、今後も施設は必要になっていくと、こういう高齢化社会の中で。そして、施設がふえれば、やっぱり介護保険は増嵩してくると、必要になると、このように認識をしてよろしいわけですね。

議長（簾田国広君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（土屋 敬君） はい。確かにそのとおり、増嵩するかと思うんですけども、国の方針もなるべく施設はふやさないような方針だそうです。今後、17年からできる施設につきましては、4人部屋とかじゃなくて、ホテル式な1人1人部屋。それで個室料は徴収するというようなことで、非常にその辺で難しい面があるかと思うんですけども、要するにお金持ちでなきゃ入れないとか、そういうことになるのかなという感じがするんですが、この辺も今盛んに河津町で今後今年か来年あたり、工事に着手するかと思うんですけども、やはり一人部屋の部屋になっています。そういうようなことで、非常に今後難しい面が出てきはしないのかなということで考えておりますけれども、役場の介護保険というのは、その家族がそういった方を介護する、あるいは地域で助け合いながらお互い介護する。どうしてもそういうことができない人については施設の方でお願いするというのが本質かと思えますので、その辺をこれから先を見てみないとちょっとわからないと思います。このように思います。

議長（簾田国広君） 梅本和熙君。

4番（梅本和熙君） 私も具体的に母親をそういう施設に預けたりしているわけで、非常に介護というのは、先ほどから家庭で見るとかいう話があるわけですけども、これ、家庭で見るとというのは非常に厳しいというか、ほとんどできないというのが実情だと思います。介護を受けるような状況になった人ね。それで、介護の段階にもよるんですけど、認定が5とか4とかという状況になった人を例えば家庭で介護するというのは、ほとんど不可能な状況に近いと。そういう状況のことを踏まえたときに、やはりその介護保険というものの重要性というか、それに頼っていく部分というのが非常に多くなるだろうと。

そういう中で、どうしても将来の財政事情ですか。南伊豆町の財政が本当に介護保険が今の状況のままずっと将来やっていけるのかということなんです。それ、課長は現状ではできるといって話でいますけれども、待機者が何百人もいると、そして施設もまだ必要だという要求がある中で、例えば、施設ができ、そして待機者が入ってくるという形の中であった場合、どうしてももっとかかるんじゃないかと。介護保険の費用というものは。というような感じがするわけですよ。そういう中で、何というんですかね、今の南伊豆町の財政状況の中で本当に一般財源の方から補完するような形になっていったときに、本当に南伊豆町がそれでやっていけるのかという問題が一つあります。その件はもう結構でございます。

一応そういうような行政ニーズが非常にふえてくるだろうと。介護の問題、そしてごみ、環境の問題、そういう中で、どうしても私は、初めに述べたように合併というのはもう不可

避だと。どうしてもやっていかなければならないんだと。そして、例えば、先ほど言いましたように、国の方で既に小規模自治体をどういうふうにやっていこうかと。財政的に自治能力のない町村をどのように取り扱おうかというような議論がもう既になされていると、国の方で。このようなことを考えたときに、南伊豆町が果たして、国が言っているような、そういう小規模自治体に当たらないのか。この危険性というものを非常に私は感じるわけです。

それで早いうちの議論を、そして先ほどから一般質問の中で反対意見の人たちの考えの中にも、当然議論をすべきだと。もっと議論をすべきだと。そして、将来の南伊豆町の将来のあり方。一般質問の中では、誇りを持って子供たちに渡せる社会というか、南伊豆町というようなことも書いてありましたけれども、本当に我々が反対、賛成は別にして、将来我々の次の世代に、どのような形で南伊豆町を渡していくか。これはものすごい責務があるはずで。そして、合併に賛成するか、反対するかということに対しても、これは時の議員をやっている人間、そして行政の担当者、当然これは責任を負うべき問題です。あのとき自分はこういうふうに意見を言ったんだと。その意見によって、将来できる町について自分たちが責任を負わなかったら、非常に町民に対して申しわけない状況になるんじゃないかなと。そういう意味でもっと議論を進めるべきだということは、町長に申し添えて、できれば法定合併協議会をもっと早く立ち上げましょーと言いたいんです。それで、できれば、賀茂地区の先鞭をとって、南伊豆町が初めに法定合併協議会を立ち上げてもいいじゃないですか。そういう中で、南伊豆町はもう合併の議論を始めたぞと。合併の議論を始めたから合併だというわけではない。そういう中でもっと進めていったらいいんじゃないかなと、そのように意見を申し述べて、私の一般質問を終わります。

議長（簾田国広君） 梅本和熙君の質問を終わります。

鈴木久香君

議長（簾田国広君） 1番議員、鈴木久香君の質問を許可いたします。

〔1番 鈴木久香君登壇〕

1番（鈴木久香君） それでは、通告に従いまして、一般質問させていただきます。

前の皆さん方が大分合併問題に集中いたしましたのが、ここらで趣を変えまして、観光振興に対して質問いたします。

これは、町長の3月の行政報告にもありましたが、毎年2月から3月に行われている、みなみの桜と菜の花まつりは年々来遊客も増加しているようですが、旅館、民宿などの宿泊客

についてはいま一つの伸びが見られないと言いますが、今後の取り組みについて伺いたいと思います。

そして、この中で1番目として、旅館、民宿などの宿泊の状況、単価について伺いたいと思います。2として、地場産品などを利用、活用し、宿泊客獲得に努めたらどうか。例えば、売店会場に、地場産品コーナーを設け、これらを来遊客にサービスし、記帳用紙に住所、氏名を記入していただき、その後、今後のイベント、祭り等の写真入りのはがきをお客様に郵送します。はがきを割引招待券として持ってきて、町内の旅館、民宿に宿泊していただいたら、例えば1割引きというような集客方法はどうか。

以上、2つについて伺いたいと思います。

議長（簾田国広君） 商工観光課長。

〔商工観光課長 飯泉 誠君登壇〕

商工観光課長（飯泉 誠君） みなみの桜と菜の花まつりの関係についてお答えいたします。

桜まつりの入り込み状況でございますが、本年度は24万4,000人となっております。前年度は17万人で143.5%の増です。宿泊の関係につきましては、旅館関係につきましては、前年並みあるいは8%から10%の増があるという旅館も聞いておりますけれども、総体的には前年並みということで伺っております。宿泊等の料金につきましては、このまつり期間中でございますけれども、パック旅行の客につきましては8,000円、普通のフリーの方につきましては1万2,000円から1万5,000円の旅館の宿泊料金となっております。民宿につきましては、通年7,000円、あるいは6,500円というあたりで宿泊料金となっております。

それから、写真等を利用したアドレスを入手して、誘客の宣伝、あるいは宿泊客に位置づけるということでございますけれども、それも参考にいたしまして、次回のまつりの一つの案として考えていきたいなと思います。

議長（簾田国広君） 鈴木久香君。

1番（鈴木久香君） 来遊客の勧誘も必要ですが、宿泊の方、お金を落としてもらうことが一番観光地として必要ではないかなと思います。

続きまして、石廊崎のユウスゲ、愛好者の皆様及び町管理している幸田原線、天神原の自生ツツジについて、今後観光と連動して成果を挙げていただきたいと思いますが、町としてどのような施策、手法で対応していくのか。またこれも1として、長者ヶ原は自生の山ツツジ、薬草の群生地であり、樹木などの専門家によると、全国各地を調査しても、このようなところはないとまで言われております。これらのことから、近くにある、ここにいらっしゃ

います齋藤議員の波勝崎苑、また隣の松崎町にも参画していただき、遊歩道などを整備して、幅広く全国各地に売り出して、集客活動に努めたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。議長（簾田国広君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 長者ヶ原の山ツツジの件ですけれども、私も5日くらい前に見に行ってきました。そして写真を撮り、たまたまそのときに富士山も見えましたもので、写真を撮って、行政センターと、それから農林にそれを提供してあります。そして、これから松崎を踏まえた中で、ぜひ一群として、一体としてやっていくべきかなと。そして、まだ山奥の方の承諾はもらっていないんですけれども、今やっている事業として、あそこを測量させました。そうしたら、6,600、6町6反の面積があって、今やらしているのは、密生率というんでしょうか。要するに100平方メートルの中に何本あるかという、そういう密度というのを調査させながら、5種類ぐらいに色分けし、そしてそれを踏まえた中で遊歩道だとか、これはあくまでも伊浜区の承諾ということが前提条件になるとは思いますが、そういうことを考えた中で、現在は測量させ、そしてそれに基づいて、遊歩道だとかそういうことを考えていきたいなと、そういう段階です。

議長（簾田国広君） 鈴木久香君。

1番（鈴木久香君） 本当に多く自生して、薬草もあると思います。ぜひ、隣の松崎町などにご協力いただきまして、進めていってください。

続きまして、私、以前から申しておりますが、年々増加している耕作放棄地対策について伺います。

当町の顔である日野、青市地区の休耕田について、今後どのような対応、施策をお考えですか。これにつきましても、1として水田の復活、現在栽培している菜の花、また各種の草花の花刈り園、野菜農園、これらの園を区画し、農業に興味のある、やってみたい都会の人に園のオーナーになってもらい、地域交流を図り、滞在型農業を目指す、これにより、休耕地が有効活用され、民宿などの宿泊客の増加につながると思いますが、いかがでしょうか。当然、農業経験者に管理人を進めてもらうことです。これも高齢者対策になると思います。

以上、このことについてお聞きしたいと思います。

議長（簾田国広君） 町長。

町長（岩田 篤君） 農業振興サイドから、遊休農地対策につきましては、下賀茂温泉の玄関口であります日野地区、青市地区に平成4年から「元気な百姓祭り」で菜の花の種をまき、

みなみの桜と菜の花まつりの観光イベントとして定着し、年々観光客が増加しています。また、6月10日、11日の2日間にわたり、夏期シーズンに向け、日野地区に1万3,000株のヒマワリの苗を植え、環境美化に努めております。水田等のオーナー制度による滞在型の農業振興につきましては、地主や耕作者の問題がありますので、今後の参考にさせていただきたいと考えております。

また、鈴木久香議員が言った荒廃農地についてですけれども、これこそ荒廃農地というよりも、南伊豆全体をこれからはいかに環境を取り戻すことができるかなということ、皆さんにぜひ考えていただきたいなということがあります。ということは、水ということを考えたときに、南伊豆町の水が本当に、これはたまたま農業ということになっておりますけれども、私たち、こうやって地区懇談会開き、何を開いた中で、水が将来については、南伊豆町の活性化の一つのポイントになるよということを、私は地区懇談会で述べております。ということは、南伊豆町の水がどこから来るかなということを考えたときに、私は、天城の水は期待できないということは、天城の降った水は河津川、稲生沢川、仁科川、那賀川に注ぎ、南伊豆町の水というのは、少なくとも、下田の背境、南伊豆の背境で守られていると。そういうことを考えたときに、これからの行政の一つのあり方として、当然、水田オーナー制度等々もあるとは思いますが、大きな目を見た中で環境イコール水ということを考えて、そして、ぜひ皆様方のお知恵を拝借し、そして、観光と、逆にそういう都会に、先ほど梅本議員にもちょっとお話ししたんですけれども、南伊豆町の人間性として、すぐボランティアだとか、なかなか成り立たないような人間性というか、環境があるわけです。そういうことを踏まえた中で、都会といかに連携するかと、そういうことをひとつ勉強していかねばならないんじゃないかなと考えております。オーナー制だとか、そして例えば、1万円かけて、そしてじゃ1畝田んぼをつくるかどうかということも、またいろいろ問題等あろうと思えますから、その受け入れも重々検討しながら、これは重要な問題になってくるんじゃないかなと考えております。

議長（簾田国広君） 鈴木久香君。

1番（鈴木久香君） なかなか難しいことと思えますけれども、滞在型の農業を行えば、民宿等宿泊施設の宿泊客の増加につながると思いますので、ぜひ前向きに検討してください。

続きまして、地場産業の育成について伺います。

6月4日の伊豆新聞の一面にありました、一条地区の孟宗竹林にかえて破竹を植える試みについて伺います。

山林、田畑への浸食防止につながり、地場産業の発展につながると、このことは思いますが、いかがか。また、竹材、木材、その他のものを利用して、製品を製作している人々が、一条地区を初め下賀茂、湊、南上、各地区で見受けられますが、これらについての人材育成、今後の活用方法について、よっては当町の観光振興に大きく貢献すると思いますが、いかがでしょうか。

議長（簾田国広君） 町長。

町長（岩田 篤君） 本町の竹林は、タケノコ狩りや関東地方への出荷が盛んに行われていましたが、観光客の減少、市場価格の低下等により、放任竹林が急増しております。放任竹林の対策として、浸食力の弱い破竹の導入を検討するため、伊豆農林事務所と現地調査を実施しております。破竹は孟宗竹と比べ浸食力が弱いこと、労力が少なく済むこと、安定した市場価格が見込まれるなどのメリットがありますが、孟宗竹を枯らすのに3年かかるなどの問題点もあります。一条地区から要望があり、伊豆農林事務所に補助事業として採択していただくようお願いしているところであります。新たな地場産品にあるよう検討してまいりたいと考えております。また、竹林の活用方法や、人材の育成につきましても、市場性を含め検討してまいりたいと考えます。

議長（簾田国広君） 鈴木久香君。

1番（鈴木久香君） 人材についての活動ですか、育成ですか、ぜひいろいろな人たちが活動していますので、町としても対策をお願いいたします。

私、去年の3月にも宮崎県の綾町を例に挙げ、このような質問をさせていただきました。要は、観光立町、南伊豆町の目標達成の秘訣は、徹底的に町の長所を伸ばし、町の環境のよさを生かすことだと思えます。今後、このことを主眼として、町当局には頑張ってくださいと思います。

これにて私の質問を終わらせていただきます。

議長（簾田国広君） 鈴木久香君の質問を終わります。

散会宣告

議長（簾田国広君） 本日の議事が終わりましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 2時12分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 簾 田 国 広

署 名 議 員 横 嶋 隆 二

署 名 議 員 小 澤 東 洋 治

平成14年6月南伊豆町議会定例会

議事日程（第2日）

平成14年6月18日（火曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議第37号 南伊豆町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 3 議第38号 南伊豆町立小、中学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 4 議第39号 平成14年度南伊豆町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 5 議第40号 平成14年度南伊豆町老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 閉会中の継続調査申出書について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第6まで議事日程に同じ

日程第 7 発議第4号 道路整備予算確保に関する意見書

日程第 8 発議第5号 静岡県に法科大学院を設立することを要望する意見書

出席議員（15名）

1番	鈴木久香君	2番	谷川次重君
3番	鈴木史鶴哉君	4番	梅本和熙君
5番	藤田喜代治君	6番	漆田修君
7番	斎藤要君	8番	渡辺嘉郎君
9番	石井福光君	10番	簾田国広君
11番	藤原栄君	12番	横嶋隆二君
13番	小澤東洋治君	14番	大野良司君
15番	渡辺守男君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岩田篤君	助役	飯田千加夫君
収入役	稲葉勝男君	教育長	釜田弘文君
総務課長	小島徳三君	企画調整課長	谷正君
住民課長	内山力男君	税務課長	外岡茂徳君
健康福祉課長	土屋敬君	建設課長	山本正久君
農林水産課長	高野馨君	商工観光課長	飯泉誠君
生活環境課長	鈴木勇君	下水道課長	勝田悟君
会計課長	佐藤博君	教育委員会事務局長	楠千代吉君
水道課長	渡辺正君	行財政幹事	鈴木博志君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	渡辺修治	主事	勝田智史
------	------	----	------

開議宣告

議長（簾田国広君） おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は15名です。定足数に達しております。

これより6月定例会本会議第2日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

会議録署名議員の指名

議長（簾田国広君） 会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名いたします。

12番議員 横 嶋 隆 二 君

13番議員 小 澤 東洋治 君

議第37号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（簾田国広君） これより議案審議に入ります。

議第37号 南伊豆町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（簾田国広君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第37号の提案理由を申し上げます。

本条例改正案は、消防団員の処遇改善の一環といたしまして、消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の一部を改正する政令が本年4月1日に公布、施行されました。この政令改正を受けまして、本町の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給基準額を、本年4月1日にさかのぼりまして平均0.95%を引き上げさせていただきたく、ご提案いたします。

条例改正の内容につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（簾田国広君） 総務課長。

総務課長（小島徳三君） 改正の内容につきましては、消防団員の退職報償金支給額の増額改正で、前年度より1人4,000円の増とするものであります。

別表を見ていただきますと、団長が18万5,000円、5年以上10年未満で18万5,000円となっておりますが、前年は18万1,000円でした。30年以上で見ますと、92万1,000円が92万5,000円、団員で見ますと13万6,000円が14万円という形で、1人4,000円を上げるものであります。この制度自体は、退職報償金の負担金を396人団員がいます。これに対して1万6,210円の負担金を消防団員等公務災害補償等共済組合基金に支払って、その年度の退職者分、本年は前団長以下27名ですが、その支給額により算出した金額を基金が町に支給し、町が退職者に退職金を支払う制度になっておりまして、本年度は町が642万円負担し、消防団員は701万5,000円受領されるということで、こういった制度でございます。

どうかよろしく申し上げます。

議長（簾田国広君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（簾田国広君） 質疑はありませんので質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（簾田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（簾田国広君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第37号議案は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（簾田国広君） 全員賛成です。

よって、議第37号議案は原案のとおり可決されました。

議第38号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（簾田国広君） 議第38号 南伊豆町立小、中学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（簾田国広君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第38号の提案理由を申し上げます。

平成14年度8月に町立三浜小学校仮設校舎建築工事が終了し、校舎を移転し、2学期より仮校舎で勉強することになります。旧校舎となります三浜小学校は、新しい校舎を建設すべく取り壊しをし、整地の工事等を行います。そして、平成15年度中に新校舎及び屋内運動場を建設すべく計画をしております。そのため、平成16年3月までは学校としての使用はできなくなりますので、その間の仮校舎として子浦 1,472番地から子浦 791番地に校舎としての位置を移そうとするものでありますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（簾田国広君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（簾田国広君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（簾田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（簾田国広君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第38号議案は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（簾田国広君） 全員賛成です。

よって、議第38号議案は原案のとおり可決されました。

議第39号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（簾田国広君） 議第39号 平成14年度南伊豆町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（簾田国広君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第39号の提案理由を申し上げます。

補正予算額 4,065万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億 1,665万円とするものであります。

今回の補正は、当初予算で計上が見送られたもの、あるいは当初予算編成後に発生した新たな行政課題を受けて、重要かつ緊急を要するものについて計上いたしました。中でも、歳出第4款2項清掃費 707万 8,000円の補正増につきましては、皆様に大変ご心配をおかけしました最終処分場候補地周辺の生活環境調査にかかわるものであります。湊区民等を対象にした最終処分場計画説明会を4月下旬から5月初旬にかけて行い、理解を求めてまいりました。その結果の判断として、湊区長様から生活環境調査に入ることに異議ない旨の文書を5月21日に受領いたしました。このことにより、今回生活環境調査委託と最終処分場先進地視察のための経費を計上させていただきました。どうぞよろしくご審議のほどをお願いいたします。

補正内容につきましては総務課長より説明させますので、よろしく審議のほどをお願い申し上げます。

議長（簾田国広君） 総務課長。

総務課長（小島徳三君） それでは、内容説明をさせていただきます。

15ページをお開きください。

歳出、1款議会費、議会事務55万 7,000円の補正です。旅費35万 7,000円。これにつきましては、塩尻市議との議員親善交流会の経費を計上させていただきました。負担金補助及び

交付金20万円。賀茂地区議会広域行政研究会の負担金として20万円を計上させていただきました。

16ページをお願いします。

2款総務費、総務管理費、企画調整事務7万円、負担金補助及び交付金です。賀茂地区合併問題調査検討会負担金3万円計上してありましたものですから、7万円を増しまして10万円の負担金とさせていただきたいと思います。地域づくり推進事業133万5,000円、原材料費115万7,000円。コミュニティ施設整備原材料費です。19負担金補助及び交付金17万8,000円。コミュニティ施設整備補助金でございます。

4款衛生費、ただいま町長よりの提案理由でもお願いしましたが、生活環境影響調査着手したいための補正でございます。2項清掃費770万8,000円。清掃総務事務132万円。旅費6万9,000円。使用料及び賃借料40万円。負担金補助及び交付金。これは最終処分場の先進地視察のためのものでございます。清掃対策審議会委員報酬11万7,000円。旅費33万1,000円。これも同じく最終処分場先進地視察のためでございます。2目塵芥処理費594万円。焼却施設維持事業14万円。共済費、これは臨時職員の社会保険料でございます。清掃センター持ち込み分の分別や運搬の臨時雇いの社会保険料でございます。最終処分場整備事業費、580万円。生活環境影響調査委託料580万円でございます。

18ページをお願いします。

5款農林水産業費1項農業費、農業振興事業62万円。委託料で農振農用地管理図作成業務委託料。宝典図を3冊つくりたいものがございます。農山村総合施設管理運営事務34万円。需用費34万円。差田グラウンドの夜間照明の電球を取りかえたいものがございます。林業費。松くい虫防除事業270万3,000円。これは県の補助を受けまして松の枯損木の伐倒委託料でございます。中木、奥石廊地区を対象にしております。

6款商工費、商工総務事務、補正額9万1,000円。これは軽自動車の車検に伴う経費を計上させていただきました。商工振興事業、負担金補助及び交付金48万9,000円。短期経営改善資金利子補給。これは今までの旧季節資金でございます。27万円。小口資金利子補給21万9,000円。今までは預託制度でありましたんですが、ペイオフ対策の関係上、県に準じて利子補給制度にしたため今回提案させていただきました。観光費、観光振興事業165万5,000円。工事請負費118万2,000円。弓ヶ浜海水浴場管理棟改修工事。これは夏期警察が使う建物でございます。床改修と放送設備の改修をしたいものがございます。備品購入費、施設備品47万3,000円です。これは弓ヶ浜の海水浴場の監視台をステンレス製のものを2台、老朽

化によりかえたいものでございます。都市提携費、都市提携事業43万 5,000円。これは、塩尻市の議員親善交流会の食糧費と、それから自動車借り上げ料になっております。

7款土木費、道路橋梁費、単独道路改良事業28万円。公有財産購入費、これは青市の別當下ノ谷戸線の用地取得費でございます。当初は寄附でお願いできる予定でございましたが、1人受益者でない方がいましたものですから、今回計上させていただきました。

次のページ、8款消防費、非常備消防事務 201万 5,000円。先ほど条例改正をお願いしました消防団員退職報償金でございます。500万円当初見込んでありますものですから、201万 5,000円補正し、701万 5,000円としたいものでございます。27人の退職金でございます。前団長あたりで試算してみますと、13年と1月で29万円の見込みでございます。ちなみに、町最高の団員ですと、前副団長で27年という方がいらっしゃいまして57万円です。それで、一番低い団員ですが5年と1月、5年以上退職になるわけですが、14万円でございます。

消防施設管理事務、その下に出てきます消防施設整備事業で自動車を買いたいための自動車購入の経費でございまして11万 4,000円のうち役務費が5万 1,000円。公課費が6万 3,000円ということでございます。消防施設整備事業、備品購入費 1,659万円。これは湊消防ポンプ自動車でございます。平成元年の車で大分老朽化が進んでおるということで、国庫補助も内示がありましたので提案させていただきました。災害対策事務。これは補正額ゼロ円となっておりますが、財源区分の変更でございます。補助率が県費補助率が2分の1から3分の1に減った関係上、財源区分の変更でございます。防災施設管理事務40万 2,000円。これは施設修繕料となっておりますが、区長宅に配備してあります無線の修繕料でございます。防災施設整備事業ゼロ円となっておりますが、財源区分の変更でありまして、補助対象が増額になったための財源区分の変更でございます。

次をお開きください。

9款教育費、英語教育事業29万円、旅費29万円。これは、英語教師のゼブ君が来ておりましたが、ロサンゼルスへ帰国するための旅費を計上させていただきました。小学校管理事務25万 2,000円。これくみ取り料ですが、下水道供用のためにくみ取りをしたいということで25万 2,000円。小学校教育振興事務58万 6,000円。負担金補助及び交付金が7万 5,000円。扶助費が49万 1,000円でございます。竹麻小学校教育振興事務 7,000円。南中小学校教育振興事務 7,000円。南上小学校教育振興事務 7,000円。これは、インターネットの接続料でありまして、ホームページを見せるための対象エリアの拡大に使うものであります。中学校管理事務26万 5,000円。くみ取り料、これは東中学校の下水道供用のためにくみ取り料でござ

います。中学校教育振興事務、負担金補助及び交付金が22万 5,000円。扶助費が62万 7,000円でございます。

次のページをお開きください。

南伊豆幼稚園事務14万 9,000円、使用料及び賃借料で複写機賃借料でございます。社会教育総務事務70万円。これにつきましては、本年度策定をしたい男女共同参画プランの策定費に充てるため報酬が22万 5,000円、旅費が9万 1,000円、需用費が37万 4,000円、役務費が1万円を計上させていただきました。図書館管理事務 215万 1,000円、備品購入費となっておりますが、4月1日から町のホームページが開設したことによりまして、個人のパソコンでインターネットから図書館の図書の検索機器のソフトでございます。

次に歳入でございます。9ページをお開きください。

国庫支出金で消防費国庫補助金 569万 2,000円。これは湊の消防ポンプ自動車の補助金でございます。補助基本額が1,035万円です。その55%である569万 2,000円を計上させていただきました。

次のページをお開きください。県支出金です。

農林水産業費県補助金90万円、松の枯損木の伐倒処理のために3分の1の補助金が出るものであります。

消費費県補助金43万 3,000円の減。先ほど申し上げました財源区分の変更に伴いまして県費補助が2分の1から3分の1になるものと、補助対象額がふえるものと合わせまして43万 3,000円の減でございます。

18款繰越金 2,167万 6,000円、前年度繰越金でございます。

次のページに入りまして、19款諸収入、雑入でございますが、補正額 201万 5,000円、消防団員退職報償金 201万 5,000円でございます。

20款町債、消防債 1,080万円。これも湊消防ポンプ自動車の消防施設整備事業債過疎でございます。これは1,659万円の実費に対しまして、国庫補助の569万 2,000円を引いて、充当率が100%で1,080万円となるものでございます。

次に8ページをお開きください。

今回の補正額の財源内訳表でございます。

補正前の額が51億 7,600万円、今回の補正額は4,065万円、合わせまして52億 1,665万円でございます。財源内訳ですが、国庫支出金が615万 9,000円、地方債が1,080万円、その他、これ雑入ですが201万 5,000円、一般財源2,167万 6,000円となるものでございます。

どうかよろしく願いいたします。

議長（簾田国広君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

石井福光君。

9番（石井福光君） 冒頭、最終処分場の生活環境ですね。これの580万円について説明があったわけですが、町長に伺いたいんですが、先ほどの説明の中で4回説明会を行った。この努力に対して私は町へ敬意を表すわけでございますが、この4回の説明の出席者が約60名くらいと聞いております。その60名の質疑の中で、町長は先ほど区民の理解を得たと、求めたという判断の中で、この580万円も出たと思うんですが、果たして区民はどのような、ただ理解を得たのは60名だけで統一をしたのか。その点について意見をお伺いしたいと思います。

議長（簾田国広君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） お答えいたします。

60名の説明会でございますけれども、生活環境課長がメインということで説明会を開いております。生活環境課長の方より説明させます。

議長（簾田国広君） 生活環境課長。

生活環境課長（鈴木 勇君） お答えします。

確かに説明会での出席者は60名と少なかったんですが、これだけで判断したわけではありませんが、その後、湊区長に対して文書により環境アセスメントに入らせてもらいたいということで、文書で渡しております。それで、湊区では役員会を開いて、そして町から環境アセスメントと建設を切り離して考えるという町からの一節を入れてもらえれば、アセスメントに入れることに同意するというような文書をいただいております。

議長（簾田国広君） 石井福光君。

9番（石井福光君） 判断したわけじゃないということですが、この文書が湊区長より町長あてに、これは回答ですね。この文書は多分町でつくって、湊区へやった結果の内容だと思うんですが、これは覚書ですね。これ1項目から3項目とあって、1つが追加となっているわけで、追加部分が覚書という形の中だと思うんですが、もう一遍追加されて、4項目について出ているわけですね。これ承知してますね。それで回答ですかね。

これを読みましても、14日、要するに下記のことを実行するための覚書が取り交わされるならば、生活環境調査に入ることに異存ありませんという、これ湊区長からのあれで、1、

生活環境影響調査の結果をできる限り住民の見やすい方法で告示すること。2番目、生活環境影響調査で、最終処分場を建設することに問題がないという結論が出た場合において、次の段階に進むときは改めて湊区住民の理解を得るための説明会を開催すること。3、既に建設されて稼働を開始している最終処分場を住民に視察させること。これです。この3点ともう一点があったんですが、それぞれ私はこれは区の役員が町に対する回答であって、湊区の役員が区民に対して説明と同意を得た文書ではないと思うんです。覚書であるだけで。その点について、私は1つも湊区民に同意を得たということが、100%同意を得たことはない。ある程度説明して同意を得たという何か形があれば納得するんですが、そういう形がないで、ただ今の説明の中でもってこれは理解をした、判断をしたということは、とても納得いきません。回答をお願いします。

議長（簾田国広君） 収入役。

収入役（稲葉勝男君） 説明会に私と、それから生活環境課長、それから主幹の奥村主幹と行きました。これは確かに、石井議員がおっしゃるとおり60名の出席ありました。その60名の出席の方々の中から出た言葉というのは、先ほど課長が申し上げたように、生活環境アセスが終わった後では皆さんがわかるようなところで告示してくださいとか、いろいろそういう問題が出ました。絶対つくってはいけないという、持ってこられると困るというような、そういう極端な意見というのはありませんでした。

それで、私たちは説明会、確かに呼びかけて60名しか来なかったことは事実ですから、480戸の同意を得たかと言われると、それは確かに同意というにはほど遠いと言われればほど遠いかもしれません。ですけれども、何事も今まで町がやってきた事業あたりで、区の役員というか、区に委託して、それでこういう事業をやりたいから、区の総意とかそういうものを集めてくださいということでやってきた事業はたくさんあります。

そういう過程を踏んできて、今先ほどおっしゃったように、説明会をやった。その雰囲気私たちが感じた中で、どうでしょう、区長さん、区の意見として取りまとめていただけませんかということでお願いしたところ、区長が、役員10何名ですか、その皆さん方が集まって、それでどうだろうか。説明会をやった結果こういう結果で、どういうふうにしたらいいだろうかということでやった結果が、今区長の方からもらった文書になっています。

ですから、それを私どもが無視して、ここで、じゃこれではおかしいじゃないだろうかということは言えません。区の方から確かにそういうあれが来ているんですから、それを信用しまして、私どもは区の総意というふうにするより、今までの経過から来たすべての事業

についてもそうですけれども、そういうつもりで私どもは判断した結果、こういう予算を計上したと。そして、区長の方は区民に、全然出てきていない方もいるから、その説明のためということで、土屋都紀夫あてで、湊区各位にこういう回覧を回したという経過は聞いております。そういうことですから、これによって回覧が回って、じゃ町でおかしいじゃないか、私は説明にでなかったけれども、おかしいじゃないかという苦情も1件もまだいただいておりません。ですから、一応私どもは区の役員さんの行動とか、そういうものを見きわめた上で湊区の総意というふうに解釈して、今回計上したということでございます。

議長（簾田国広君） 石井福光君。

9番（石井福光君） 今の収入役の見解は、確かにそういう文書、印が入っているから、当然これ正式な文書ですよ。正式な文書ですけれども、私は内容知っているわけなんですよ。内容知って、これ知らない人、ちゃんとこういう活字の文書通るかもしれないけれども、この区の役員でも、全員が賛成したわけではないんですよ、当然。これは正常に言葉言たってしょうがないけれども、ないんですから、反対者がいるんですよ。だけれども、今の民主主義の中、しきられたこういう文書が出ているんで、この文書出すこと自体が反対の者がいるわけですよ。それはそれでいいんでしょうが、私は今の説明の中で、区の役員をこういうことだから同意を得たということはとてもそれは理解できません。私は、3月のときには改めて出るでしょう。3月に合意が得ていないということで、あの予算は否決したわけですよ。だから、その3カ月間に今度第4回やったから、60名出席したから、これで同意したと。そうしたら、こういうものが出たから同意をしたということは、私は同意を得たという理解はできませんので。

それと1つの例ですが、湊区の例えば日野地区のときの集会の中で、あの沿線以外のところの人が、全然こういうもの説明なんか聞くことはない、私反対だって、帰った人がいるらしいんですよ、1人、名前を私は言いません。そういう、沿道の日野地区の人が1人、2人であっても反対する人があるわけです。いたでしょ。いたわけですよ。私反対だからこういうものを、し尿処理場とか処理場なんか、最終処分場持ち込むこと自体がもう大体、私たちには耐えられないということで、そんな説明聞く前から反対だというんで帰ってしまった人いるけれども、これ実際名前出せというなら言いますけれども、そういう中で、こいつを縦のものについて同意を得たけれども、横の線のものについては全然そういう判断、あるいは反対意見あるわけですよ、現在。あったわけですね。この説明会の中でも。それは反対者あるでしょう。それは60名の中でも1人や2人あるでしょう。

私は一議員として、ある程度形として同意が出てなければ、ただあなたたちのそういうことでは、私も理解しましたよということでは、私は納得いかないということで、だからもう少し形のあるものを同意書なり何かある程度のもを出してもらわないと、私は納得いかないということです。これ同意書ですか。覚書でしょ。これ同意書出ていないでしょ。

収入役（稲葉勝男君）　じゃ、同意書ということで回覧を回した文もあります。これをコピーして、じゃ、石井議員。

9番（石井福光君）　この場合なわけでしょ。これは同意書じゃなくて。

収入役（稲葉勝男君）　いや、それじゃなくて、それもその上に、区民の皆さんに区長の名でここにもありますけれども、一般廃棄物最終処分場建設に係る生活環境影響調査について、これ湊区民に区長が出している回覧なんですけれども、5月14日、町より一般廃棄物最終処分場建設に係る生活環境影響調査を実施することについて同意を求められたため、同月20日区の役員会を開催して協議した結果、5回にわたる地元説明会において要望のあった事項について、別紙覚書を取り交わすことにより同意することとしたのでお知らせしますという文で、区長が回覧を、これ大野議員も地元議員ですから知っておられると思いますよ。こういう文面で回しております。

9番（石井福光君）　どういう意味よ。

〔「議長、休憩動議」と言う人あり〕

議長（簾田国広君）　それでは、暫時休憩いたします。

(午前10時07分)

議長（簾田国広君）　休憩を閉じ、再開いたします。

(午前10時15分)

議長（簾田国広君）　石井福光君。

9番（石井福光君）　ただいま、収入役の方で説明があったわけですが、これはこの用紙については私は見ており、2枚については回覧で見ているんですが、今これ初めて見た中で、別紙覚書を取り交わすことにより、これいいですが、同意することとしたのでお知らせしますと書いてあるのであれば、区の同意書をこれで提出してください。区の同意書ですよ。これの紙これじゃなくて、同意したという意味であれば、同意書をですね、区長の同意書を提出していただかなければ私は納得いきませんので、それによって考えます。

議長（簾田国広君） 梅本和熙君。

4番（梅本和熙君） 石井議員が言うように単純な同意でいいと思います。いわゆる、環境影響調査について湊区として同意すると。それだけの同意書があれば、議会として反対する理由はないんじゃないかな。ただ、今反対しているのは私と石井議員だけなんですけれども。

議長（簾田国広君） 収入役。

収入役（稲葉勝男君） じゃ、済みません、私があれして。

このお手元にある文書というか、区長から町長あてにきましたこの文書の中に、生活環境影響調査に入ることに異存がありませんというのは、例えば同意しますという形にすれば、同意ということによろしいというあれですか。

4番（梅本和熙君） 単純に同意。

収入役（稲葉勝男君） いや、区長の方から来たのはね、梅本議員、5月の21日岩田篤あてに最終処分場の回答ということで、それ異存ありませんというのは、これは入っていないのかな。入っていません、文章が。入っている。異存ありませんというのは、最後の方に生活環境影響調査に入ることに異存ありませんというのを。

4番（梅本和熙君） これは見えています。

収入役（稲葉勝男君） これをどういう、例えば、異存を同意という形にやれば同意書という形によろしいですか。これを私どもの方は異存を同意というふうに解釈という、拡大解釈と言われれば拡大解釈かもしれませんが、異存をありませんということを同意というふうに受けとめているということで、こういうあれになったということ。ちょっと言い添えたいと思いますけれども。

議長（簾田国広君） 大野良司君。

14番（大野良司君） 私も地元にいまして、このことについては町長と直接話をしたこともあります。総体的に湊の同意があれば、私も異論を唱えるものではないと。こういうことでありますので、私の信念も同意を得ることでありました。しかしながら、きょうの提出の内容につきまして、これで前回一般質問でも否決された内容について、先にこういった影響評価について公示されたのであれば、事前に議員に先に配付しておくとかという対処をしておく。

それと問題はいろいろ法的にはあるんでしょうけれども、確認書とか、同意書とか、先ほどいただきました覚書、こういういろいろ種類がありますけれども、同意をされたら認めますという経過がありますから、きょう1日会期があるわけがありますから、できたら、

区長の方も同意したということで会話を交わしたのであれば、すぐに区長の方から同意書をとれると思いますので、これは同意書ですから文章的には非常に簡単でいいと思います。これ、責任の所在が出てくるわけですから、ちょっと休憩をとって、きょうの1日会期があるわけでありますから、これをどうしても補正予算を通すというのであれば、区長のところへ連絡して、同意書をお互いに提示するという形をとった方が、得策だと私は思います。

議長（簾田国広君） それでは、暫時休憩いたします。

（午前10時19分）

議長（簾田国広君） 休憩を閉じ、再開いたします。

（午前10時58分）

議長（簾田国広君） 町長。

町長（岩田 篤君） 本当に失礼いたしました。今、区長さんの方に連絡し、役場の方へ来ていただきまして、最終処分場建設に伴う生活環境調査に入ることに同意しますということで、回覧板を踏まえた中において同意するというので、判をいただきましたので、ぜひ皆さん、この件を踏まえた中で慎重審議よろしくをお願いしたいなと考えております。

議長（簾田国広君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（簾田国広君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（簾田国広君） 質疑ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論する者もありませんか。

梅本和熙君。

4番（梅本和熙君） 一応同意を得たということで今回の補正予算は賛成するわけですが、3月議会におきましても、地元の同意ということで私は反対したわけです。そういう中で、今回、同意書がこういう形でとられた。これまでの手続の仕方が非常に議会にも不明瞭な形があったと。そういう形の中で議会が非常に混乱をしたと、こういうことに対して、

当局はもう少し反省をしていただきたいと。当然これは全員協議会か何か開けば、議会がこういう形で混乱しなくても済んでいただろう、このように考えるわけです。その辺のところを今後前の3月も同じようなことを意見として述べたわけですがけれども、議会を軽視するというはまずないような形での当局の事業の運営、これを心がけていただきたい。このように討論して賛成いたします。

議長（簾田国広君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（簾田国広君） 討論をする者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第39号議案は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（簾田国広君） 全員賛成です。

よって、議第39号議案は原案のとおり可決いたしました。

議第40号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（簾田国広君） 議第40号 平成14年度南伊豆町老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（簾田国広君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第40号の提案理由を申し上げます。

本案は、平成13年度の決算に伴う歳出の諸支出金、歳入の繰越金の増額補正であり、歳入歳出それぞれ1,782万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を14億4,962万2,000円とするものです。

内容につきましては住民課長より説明させますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（簾田国広君） 住民課長。

住民課長（内山力男君） それでは、内容説明をさせていただきます。

まず、歳出ですが、8ページをお開きください。

歳出の2款諸支出金1項1目科目名7,330番の償還金でございますが、1,782万1,000円でございます。13年度の精算ができ上がりましたので、社会保険支払基金、国庫負担金、県負担金等の償還金が1,782万1,000円となりました。

それで、前のページになりますけれども、7ページですか、歳入でございますけれども、繰越金を1,782万1,000円増額させていただきたいということであります。

さらに、財源内訳でございますが、前のページの項目におきまして1,782万1,000円の内訳といたしまして、一般財源でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（簾田国広君） 提案説明を終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（簾田国広君） 質疑もありませんので質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（簾田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（簾田国広君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第40号議案は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（簾田国広君） 全員賛成です。

よって、議第40号議案は原案のとおり可決されました。

閉会中の継続調査申出書について

議長（簾田国広君） 日程第6、閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました本会議の

会期の日程等、議会の運営及び議長の諮問に期する事項について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（簾田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程追加

議長（簾田国広君） お諮りいたします。

本日、3番議員、鈴木史鶴哉君外2名より、「道路整備予算確保に関する意見書」及び2番議員、谷川次重君外2名より、「静岡県に法科大学院を設立することを要望する意見書」が提出されました。この際、本件を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（簾田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、発議第4号 道路整備予算確保に関する意見書及び発議第5号 静岡県に法科大学院を設立することを要望する意見書を、それぞれ日程に追加することに決定いたしました。

発議第4号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（簾田国広君） 発議第4号 道路整備予算確保に関する意見書を議題といたします。

この意見書は、鈴木史鶴哉君が提出者で所定の賛成議員もあります。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（簾田国広君） 提案説明を求めます。

鈴木史鶴哉君。

〔3番 鈴木史鶴哉君登壇〕

3番（鈴木史鶴哉君） 意見書の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

道路整備予算の確保に関する意見書。

道路は、豊かな国民生活や活力ある経済・社会活動を支える最も基礎的な施設であり、従来から道路特定財源制度や有料道路制度により整備を推進してきたところであります。

本格的な高齢化、少子化社会の到来を迎え、安全で良好な生活環境を創造し次世代に引き継ぐためにも、道路整備は極めて重要であります。

本町では、コミュニティー相互の交流を促進し、地域の発展を図るため、道路の整備を中心に、各種活性化施策を展開しているところであります。

しかしながら、本町における道路の現状は大幅に全国平均を下回っており、その整備は地域振興を図る上で、緊急かつ重要なものであります。

地域間の交流を促進する道路、通勤・通学等の日常生活に密着した道路等、道路は生活に密着した基盤であり、町民生活の向上を図るため、その整備を一層推進する必要があります。

しかしながら、道路の整備には長期の時間と膨大な費用を必要としますが、市町村の財政力も非常に厳しい状況にあり、安定的に道路財源を確保できる道路特定財源の堅持は、必要不可欠であります。

よって、国におかれては、道路整備の重要性を深く認識され、次の事項に特段の配慮をされるよう強く要望いたします。

記。

1、道路特定財源の見直しに当たっては、地方の道路整備の実情や意見を十分に把握して進めること。

2、平成15年度予算においては、必要な道路整備の財源を確保すること。特に、道路特定財源の見直しに当たっては、受益者負担の原則にのっとり、一般財源化することなく、現在の税率を維持し、町民の期待する道路整備を強力に推進すること。

3、地域活性化を図るため、第2東名自動車道（中部横断自動車道）、伊豆縦貫自動車道、三遠南信自動車道、地域高速高規格道路等の整備促進を図ること。

4、道路整備5カ年計画の策定に当たっては、これら主要道路のほか、生活に密着した道路の整備についても一層促進する対策を講じること。

以上が内容であります。

なお、意見書の提出先としまして、内閣総理大臣、小泉純一郎以下、別紙記載のとおりであります。

以上です。

議長（簾田国広君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 伊豆半島や南伊豆町ですね、道路が災害地の問題も含めて、脆弱だという認識はあって、こうした点について整備をすると。特に通学道路で、横断歩道も確保されていない。道路確保されていない。そういう認識は一致しているんですが、道路特定財源を堅持するという表現がここにあります。これまで、道路特定財源が特定されていたために、むしろこうしたところにいわゆる族議員、国会議員などの恣意的な要素が働いて、本当に必要な生活道路のところに予算が来ていない。私どもは、道路特定財源をなくして、一般財源化をして、いわゆる地方の財政需要とかニーズに合わせて、地方交付税については基準財政収入と基準財政需要との差で交付税が算定されるわけですけれども、そうした必要などところに来る、その上で、道路特定財源という制度が矛盾するものではないかというふうに思うんですが、その点いかがですか。

議長（簾田国広君） 鈴木史鶴哉君。

3番（鈴木史鶴哉君） この意見書の内容に従って、私は皆様のご協力をお願いしたいと思っております。

以上です。

議長（簾田国広君） 横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） ちょっと答弁のあれがかみ合っていないかと思うんですが、中身そのものはちょっと矛盾するんじゃないかなというふうに思って、それは意見として述べたいです。

議長（簾田国広君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（簾田国広君） 質疑ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） この道路整備予算の確保に関する意見書について、反対の意見を述べさせていただきます。

通勤通学や日常生活に密着した道路、特に伊豆半島の場合、災害時の道路確保、日常生活

の道路確保という点では一致するものの、そのために道路特定財源制度を堅持する、この点は矛盾する部分であると思うんです。こうした制度自体が、これまで大手ゼネコンや一部の政治家によって恣意的な本当に必要な道路予算で、むしろ借金をふやしてきた経緯があります。こうしたことをなくして、道路財源、一般財源負担をして、国民の生活の必要なところをやるということで矛盾があるので、私の反対の意見として述べさせていただきます。

議長（簾田国広君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（簾田国広君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

原案のとおり本意見書に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（簾田国広君） 賛成多数です。

よって、本意見書は原案のとおり可決されました。

発議第5号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（簾田国広君） 発議第5号 静岡県に法科大学院を設立することを要望する意見書を議題といたします。

この意見書は、谷川次重君が提出者で、所定の賛成議員もおります。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（簾田国広君） 提案説明を求めます。

谷川次重君。

〔2番 谷川次重君登壇〕

2番（谷川次重君） 2番、谷川。

意見書の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

静岡県に法科大学院を設立することを要望する意見書。

司法制度改革審議会は、平成13年6月12日、法曹人口を大幅に増員すべきことと、そのための法曹養成制度として、法科大学院を平成16年4月に開校すべきことを提言し、政府はこれを受けて平成14年秋の国会で関連法案を成立させるべく準備を進めています。

東京、大阪などの大都市経済圏に次ぐ規模を誇る静岡経済圏には、多種多様な法的ニーズがあります。静岡県内に法科大学院を設立し、県民や県内の自治体職員・企業人がそこに学び、その卒業生が法曹として県内に多数定着するならば、地域住民に対する法的なサービスは飛躍的に向上します。そして、法科大学院を地域の法文化発信の一大拠点とすることもできます。

よって、関係機関に対し、静岡県に法科大学院を立ち遅れることなく設立すべきことを強く要望するものです。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出します。

意見書提出先は、小泉内閣総理大臣以下、記載のとおりであります。

議長（簾田国広君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（簾田国広君） 質疑もありませんので質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（簾田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（簾田国広君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

原案のとおり本意見書に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（簾田国広君） 全員賛成です。

よって、本意見書は原案のとおり可決されました。

閉議及び閉会宣告

議長（簾田国広君） 本日の議事件目が終了いたしましたので会議を閉じます。

6月定例会の全部の議事件目が終了いたしました。

よって、平成14年南伊豆町議会6月定例会は本日をもって閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前 11時19分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 簾 田 国 広

署 名 議 員 横 嶋 隆 二

署 名 議 員 小 澤 東 洋 治